

# 第2次 匝瑳市障害者計画



安心して、地域で暮らせるまちづくり



平成29年3月  
千葉県 匝瑳市



## はじめに



本市では、平成19年3月に「安心して、地域で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、平成28年度までの10年間を計画期間とした「匝瑳市障害者計画」を策定し、各種施策の推進を図ってまいりました。

この間に、国では平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年度に「障害者総合支援法」の制定、平成28年に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の下、匝瑳市障害者計画の計画期間満了に伴い、計画期間を平成29年度から5年間とする「第2次匝瑳市障害者計画」を策定しました。本計画では、これまでの基本理念「安心して、地域で暮らせるまちづくり」を踏襲し、生活支援と雇用・就労、保健・医療、生活環境と安全・安心、療育・教育と文化芸術・スポーツ、差別の解消と権利擁護、情報・アクセシビリティの6つの施策を柱に様々な取組を推進することとしています。

全ての市民が障がいのある・ないによって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を認め合いながら思いやり、共に支え合う、誰もが安心して地域で暮らせるまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました匝瑳市障害者計画策定協議会委員の皆様、関係各位に心から厚くお礼を申し上げますとともに、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

匝瑳市長 太田 安規

**※「障害」・「障がい」の表記について**

「障害」の「害」の字について、障がい者の中には良くない印象をお持ちの方がいる可能性に配慮し、基本的には「障がい」とひらがなで表記しています。ただし、国の法令や制度、事業名称などの固有名詞等については漢字で表記しています。

# 目 次

<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	3
(1) 障がい者施策の動向.....	3
(2) 匝瑳市における計画策定.....	3
2 計画の位置づけと計画期間.....	4
(1) 本計画の位置づけと内容.....	4
(2) 本計画の対象.....	4
(3) 計画期間.....	5
3 計画策定の体制など.....	6
(1) 協議会などの設置.....	6
(2) 匝瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査の実施.....	6
(3) 障がい者団体の意見聴取.....	6
(4) パブリックコメントの実施.....	6
<b>第2章 匝瑳市の障がい者を取り巻く環境</b> .....	<b>7</b>
1 人口と世帯の状況.....	9
2 障がい者の状況.....	10
(1) 障がい者数の推移.....	10
(2) 身体障がい者の状況.....	11
(3) 知的障がい者の状況.....	13
(4) 精神障がい者の状況.....	14
(5) その他の障がいなどの状況.....	15
3 教育・保育の状況.....	17
(1) 小学校.....	17
(2) 中学校.....	17
(3) 保育施設など.....	18
4 雇用・就労の状況.....	19
(1) 障がい者の雇用状況.....	19
(2) 障がい者の就労状況.....	20
<b>第3章 計画の基本的考え方</b> .....	<b>21</b>
1 市の目指すべき方向と計画の基本理念.....	23
2 施策展開の方向性.....	24
3 計画の体系.....	26
<b>第4章 障がい者施策の展開</b> .....	<b>27</b>
<b>施策の方向1 生活支援と雇用・就労</b> .....	<b>29</b>
<現状と課題>.....	29
<施策の展開>.....	32
<b>施策1 相談支援と福祉の充実</b> .....	<b>32</b>
<b>施策2 障がい児支援の充実</b> .....	<b>35</b>
<b>施策3 障がい者の雇用・就労の促進</b> .....	<b>36</b>

施策の方向2 保健・医療.....	38
<現状と課題> .....	38
<施策の展開> .....	40
施策1 ライフステージに応じた保健事業の充実.....	40
施策2 精神保健福祉の充実.....	41
施策3 医療サービスなどの充実.....	42
施策の方向3 生活環境と安全・安心 .....	43
<現状と課題> .....	43
<施策の展開> .....	46
施策1 バリアフリー化の推進と居住環境の整備.....	46
施策2 移動支援と交通環境の充実.....	47
施策3 防災・防犯対策の推進 .....	48
施策の方向4 療育・教育と文化芸術活動・スポーツなど.....	50
<現状と課題> .....	50
<施策の展開> .....	52
施策1 療育・教育の充実.....	52
施策2 文化芸術・スポーツ活動などの促進 .....	54
施策3 障がい者による地域活動の促進.....	55
施策の方向5 差別の解消と権利擁護 .....	56
<現状と課題> .....	56
<施策の展開> .....	60
施策1 市民の理解と支援の促進.....	60
施策2 虐待防止と権利擁護の推進 .....	62
施策の方向6 情報・アクセシビリティ .....	64
<現状と課題> .....	64
<施策の展開> .....	67
施策1 情報提供と意思疎通支援の充実.....	67
<b>第5章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>69</b>
1 周知・広報.....	71
2 推進体制.....	71
(1) 市民の理解と参画の促進 .....	71
(2) 庁内関係各課との連携.....	71
(3) 関係機関との連携強化.....	71
3 進行管理.....	72
(1) 施策・事業の点検と改善 .....	72
(2) 計画の評価と見直し.....	72
<b>資料編 .....</b>	<b>73</b>
1 匝瑳市障害者計画等策定協議会規則.....	75
2 第2次匝瑳市障害者計画等策定協議会委員名簿 .....	76



第 1 章

# 計画の策定に当たって



# 1 計画策定の趣旨

## (1) 障がい者施策の動向

国では、障害者権利条約の採択（平成18年12月）と発効（平成20年5月）を受け、その後も条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者にかかる制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の制定を行いました。

平成25年には、障害者基本法に基づき国が策定する障がい者施策に関する基本計画が見直され、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間を計画期間とする「障害者基本計画（第3次計画）」が策定されました。

障がい者の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律）」に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定されました。

平成28年には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されました。

## (2) 匝瑳市における計画策定

「匝瑳市障害者計画」は、匝瑳市（以下「本市」という。）が取り組むべき障がい者施策・福祉事業などについての実施方針を示すものです。なお、施策を展開していくうえで外部との連携が必要なことから、社会福祉協議会などの関係機関も含めています。

本市では、平成19年3月に策定した「匝瑳市障害者計画」の計画期間が終了することから、これまでの本市の取組の成果を踏まえた上で、従来の計画内容を見直して新たに第2次匝瑳市障害者計画（以下「本計画」）を策定しました。

本計画は、国の「障害者基本計画（第3次）」や県の「第5次千葉県障害者計画」を基本とし、「第4期匝瑳市障害福祉計画」をはじめ本市の諸計画との整合性を図りながら策定しています。

## 2 計画の位置づけと計画期間

### (1) 本計画の位置づけと内容

本市が障がい者施策について策定する計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」の2つがあります。それぞれの計画の根拠法令、内容は以下のとおりです。

#### ■障害者計画と障害福祉計画の内容など

	【匝瑳市障害者計画】	【匝瑳市障害福祉計画】
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条1項
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画	障がい者施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	障がい福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み、見込量の確保の方策、人材の養成などについて定めるもの

本計画は、上位計画である「匝瑳市総合計画」をはじめとする市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図りながら策定するものです。

### (2) 本計画の対象

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、発達障がいなどの障がい者（児）です。

また、そのほかの障がいのない市民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援などの促進を図る対象となること、障がいの予防や早期発見の観点からも本計画の対象に含まれます。

## (3) 計画期間

計画期間▶ 平成 29 年度から平成 33 年度まで【5年間】

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの5年間とします。

■ 匝瑳市障害者計画と匝瑳市障害福祉計画の計画期間

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
匝瑳市 障害者計画	← 第1次計画（平成19年4月～）								← 第2次計画（本計画） →				
匝瑳市 障害福祉計画	← 第2期 →		← 第3期 →			← 第4期 →			← 第5期 →				

### 3 計画策定の体制など

#### (1) 協議会などの設置

本計画の策定に当たり、「匝瑳市障害者自立支援協議会」をはじめ、障がい者団体、福祉・医療関係者、関係行政機関により構成する「匝瑳市障害者計画等策定協議会」及び庁内の関係課長職で構成する「匝瑳市障害者計画等検討委員会」で検討しました。

#### (2) 匝瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、本市では、障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見の把握などを目的にアンケート調査を実施し、調査結果の計画内容への反映を図りました。

また、障がい者のみならず、障がいのない市民の意識を把握するため、障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者以外の市民を対象にした調査も併せて実施しました。

#### ●調査の概要

▼調査期間 : 平成28年10月～11月

▼調査方法 : 郵送による配布回収

▼調査区分と配布回収の結果

区分	調査対象	配布数※	有効回答数	有効回答率
①身体障がい者調査	身体障害者手帳所持者	781件	525件	67.2%
②知的障がい者調査	療育手帳所持者	158件	103件	65.2%
③精神障がい者調査	精神保健福祉手帳所持者	164件	88件	53.7%
④市民調査	障害者手帳を所持されていない人	150件	74件	49.3%
計		1,253件	790件	63.0%

※平成28年10月1日を基準日として抽出。

#### (3) 障がい者団体の意見聴取

計画策定に向けた現状把握の一環として、障がい者団体から、地域における生活実態や支援などのニーズの把握を図るとともに、意見を計画内容へ反映させました。

#### (4) パブリックコメントの実施

平成29年2月17日から3月16日までの期間で、本計画の案を公表し、パブリックコメントを実施し、計画内容などに対して市民からの意見を広く募りました。



## 第 2 章

# 匝瑳市の障がい者を取り巻く環境



# 1 人口と世帯の状況

本市の総人口は緩やかな減少傾向にあり、平成24年から平成28年にかけて1,736人減少しています。年齢3区分別の人口の推移をみると、「65歳以上」人口が増加する一方、「0-14歳」、「15-64歳」人口は減少しており、少子化・高齢化が進んでいます。

また、世帯数は増加傾向にあることから、1世帯当たりの人員数は減少しています。

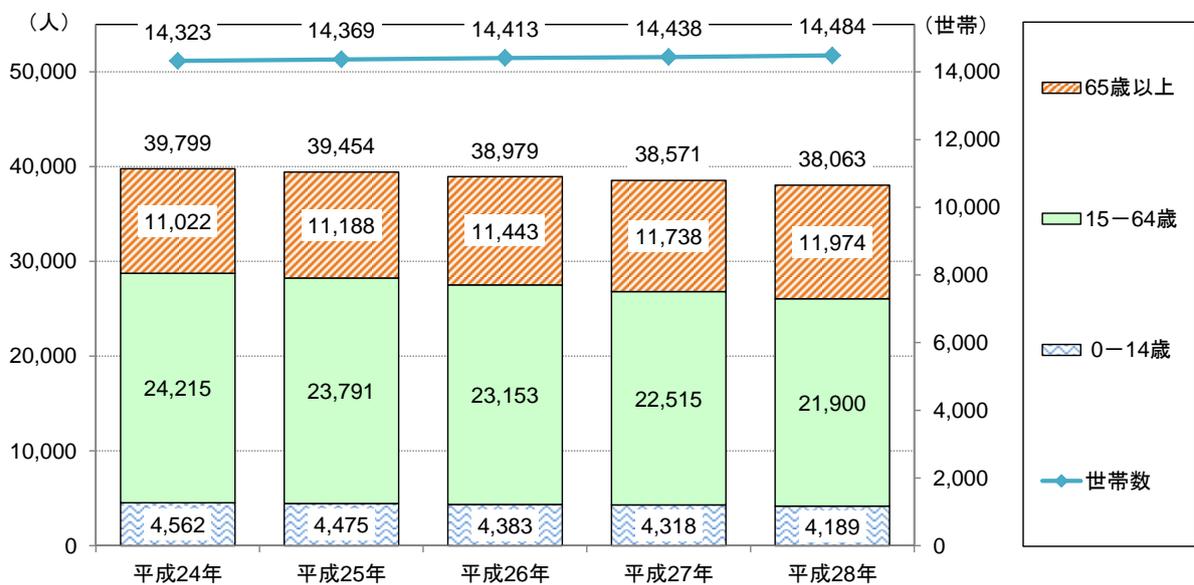
## ■人口と世帯数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口	39,799人	39,454人	38,979人	38,571人	38,063人
0-14歳	4,562人	4,475人	4,383人	4,318人	4,189人
15-64歳	24,215人	23,791人	23,153人	22,515人	21,900人
65歳以上	11,022人	11,188人	11,443人	11,738人	11,974人
世帯数	14,323世帯	14,369世帯	14,413世帯	14,438世帯	14,484世帯

各年4月1日現在

※ 平成24年7月9日から住民基本台帳法の一部改正により外国人住民を含むこととなったため、平成24年は8月1日現在

資料：住民基本台帳



各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

※ 平成24年は8月1日現在

## 2 障がい者の状況

### (1) 障がい者数の推移

障害者手帳所持者を基準として本市の障がい者数の推移をみると、平成24年以降増加傾向にあり、平成28年における障がい者数は1,756人、対人口比は4.6%となっています。

障がい者別にみると、身体障がい者はほぼ横ばいですが、知的障がい者及び精神障がい者は増加傾向で推移しています。

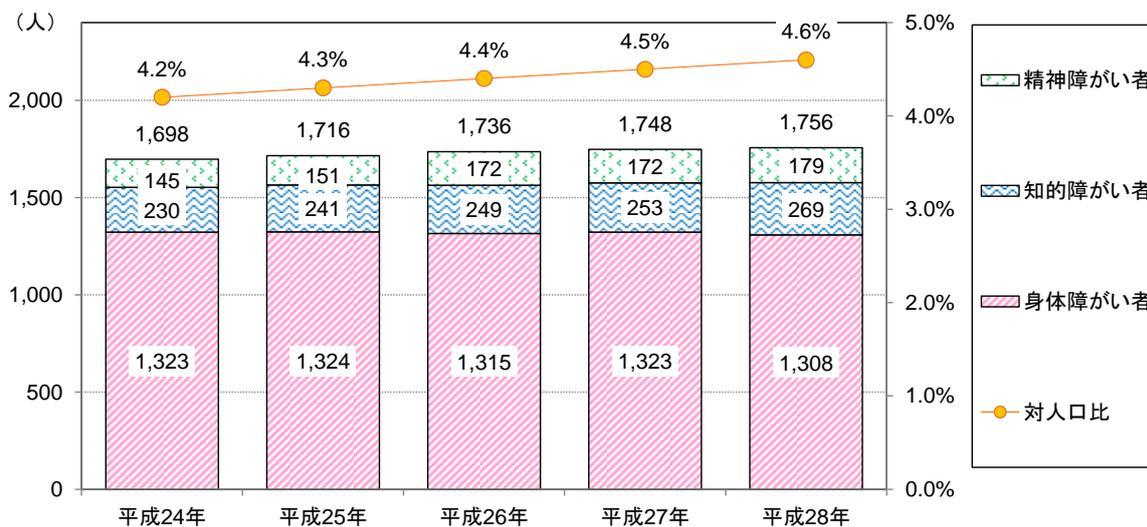
■障がい者数の推移（手帳所持者）

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
身体障がい者（身体障害者手帳所持者）	1,323	1,324	1,315	1,323	1,308
知的障がい者（療育手帳所持者）	230	241	249	253	269
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）	145	151	172	172	179
合 計	1,698	1,716	1,736	1,748	1,756
総人口	39,799	39,454	38,979	38,571	38,063
対人口比	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%

各年4月1日現在

資料：市福祉課



各年4月1日現在

資料：市福祉課

## (2) 身体障がい者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しており、平成28年4月1日現在では1,308人となっています。

年齢別にみると、いずれの年も「65歳以上」が多くなっており、身体障がい者全体の6割以上を65歳以上の高齢者が占めている状況です。

### ■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
18歳未満	31	28	30	31	27
18～64歳	465	455	448	431	428
65歳以上	827	841	837	861	853
合計	1,323	1,324	1,315	1,323	1,308

各年4月1日現在

資料：市福祉課

障がい種別にみると、いずれの年も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が続いています。近年、「内部障がい」「聴覚・平衡機能障がい」が増加傾向にあり、その他の障がいについては横ばいあるいは減少傾向で推移しています。

### ■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
視覚障がい	102	95	93	92	91
聴覚・平衡機能障がい	74	80	80	80	83
音声・言語・咀嚼機能障がい	15	14	11	13	15
肢体不自由	752	747	744	741	726
内部障がい	380	388	387	397	393
合計	1,323	1,324	1,315	1,323	1,308

各年4月1日現在

資料：市福祉課

等級別にみると、いずれの年も「1級」が最も多く、次いで「4級」がそれに続いています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
重 度	1 級	463	468	472	465	468
	2 級	257	255	249	254	243
中 度	3 級	194	187	180	184	182
	4 級	266	277	278	291	288
軽 度	5 級	78	72	68	65	65
	6 級	65	65	68	64	62
合 計		1,323	1,324	1,315	1,323	1,308

各年 4 月 1 日現在

資料：市福祉課

障がい種別と等級の関係をみると、平成 28 年 4 月 1 日現在、「1 級」では「内部障がい」が最も多く半数以上を占めていますが、その他の等級ではいずれも「肢体不自由」が最も多くなっています。

■障がい種別と等級の状況

（単位：人）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障がい	41	32	3	4	9	2	91
聴覚・平衡機能障がい	6	24	10	14	0	29	83
音声・言語・咀嚼機能障がい	1		10	4			15
肢体不自由	166	181	126	165	56	31	725
内部障がい	254	6	33	101			394
合 計	468	243	182	288	65	62	1,308

平成 28 年 4 月 1 日現在

資料：市福祉課

### (3) 知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成28年4月1日現在では269人となっています。

障がい程度別にみると、「重度」が最も多く、半数近くを占めています。

年齢別にみると、「18歳未満」である障がい児は増加傾向にあり、73人と知的障がい者全体の27.1%となっています。

#### ■療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
重 度	18歳未満	25	20	22	25	20
	18歳以上	94	103	105	105	107
	計	119	123	127	127	127
中 度	18歳未満	12	11	11	11	17
	18歳以上	42	43	43	44	44
	計	54	54	54	55	61
軽 度	18歳未満	25	28	33	31	36
	18歳以上	32	36	35	40	45
	計	57	64	68	71	81
合 計	18歳未満	62	59	66	67	73
	18歳以上	168	182	183	186	196
	計	230	241	249	253	269

各年4月1日現在

資料：市福祉課

#### (4) 精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成28年4月1日現在では179人となっています。

障がい程度別にみると、いずれの年も「2級（中度）」が最も多くなっていますが、いずれの等級も増加傾向と言えます。

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級（重度）	27	26	30	28	30
2級（中度）	90	92	107	117	114
3級（軽度）	28	33	35	27	35
合計	145	151	172	172	179

各年4月1日現在

資料：市福祉課

また、本市の精神障がいによる自立支援医療費受給者数は増加傾向で推移しており、平成24年から平成28年にかけて80人増加しています。平成28年4月1日現在の受給者数は、精神障害者保健福祉手帳の非所持者も含まれることから421人と手帳所持者数を大きく上回っています。

##### ■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
受給者数	341	363	386	400	421

各年4月1日現在

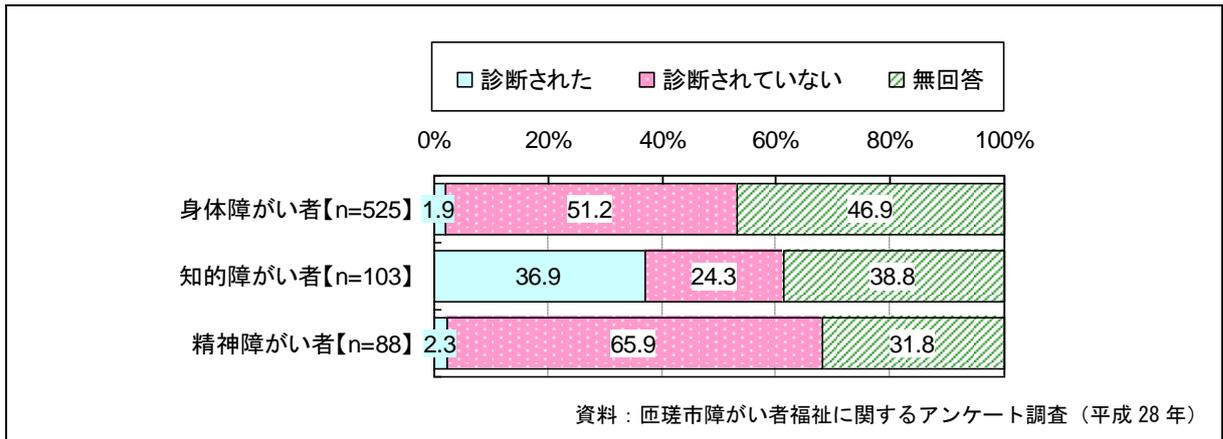
資料：海匠健康福祉センター事業年報

## (5) その他の障がいなどの状況

### ①発達障がい

匠瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成28年・以下「アンケート調査」という。）結果から、発達障がいと「診断された」割合をみると、知的障がい者が36.9%とひときわ高く、身体障がい者では1.9%、精神障がい者では2.3%となっています。

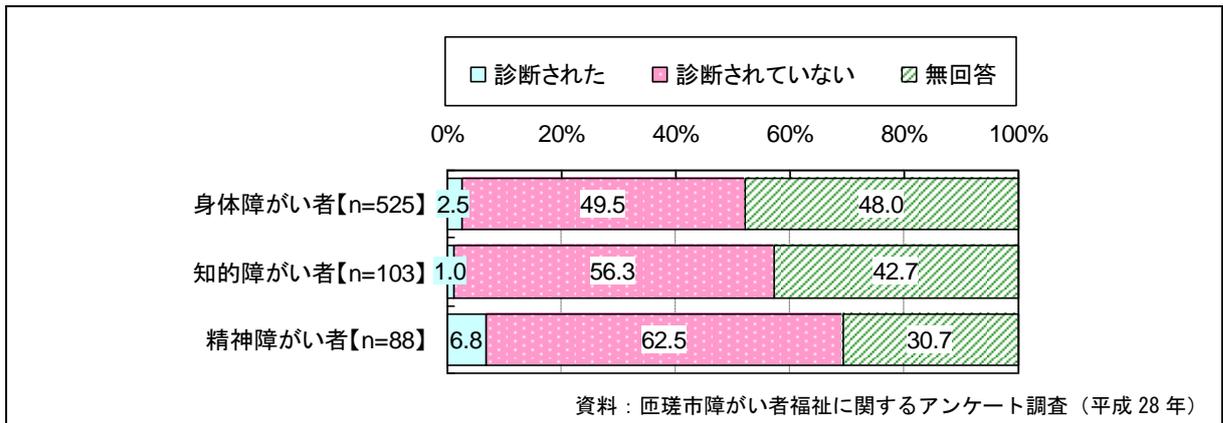
#### ■発達障がいと診断されたか（〇は1つ）



### ②高次脳機能障がい

アンケート調査から、高次脳機能障がいと「診断された」割合をみると、身体障がい者では2.5%、知的障がい者では1.0%、精神障がい者では6.8%となっています。

#### ■高次脳機能障がいと診断されたか（〇は1つ）



### ③難病患者

特定疾患医療の受給者証交付数の推移をみると、増加傾向で推移しており、平成28年3月31日現在では285人となっています。

小児慢性特定疾患医療の受給者証交付数については、平成24年から平成28年にかけてほぼ横ばいで推移しており、平成28年3月31日現在では31人となっています。

これらの指定難病の医療費助成は、平成27年1月1日から新たな制度に変わり、対象疾病が56疾病から110疾病に拡大され、所得に応じた医療費にかかる自己負担が見直しされました。さらに、平成27年7月1日からは対象疾病が110疾病から306疾病に拡大されました。

#### ■特定疾患医療受給者証交付数の推移

(単位：人)

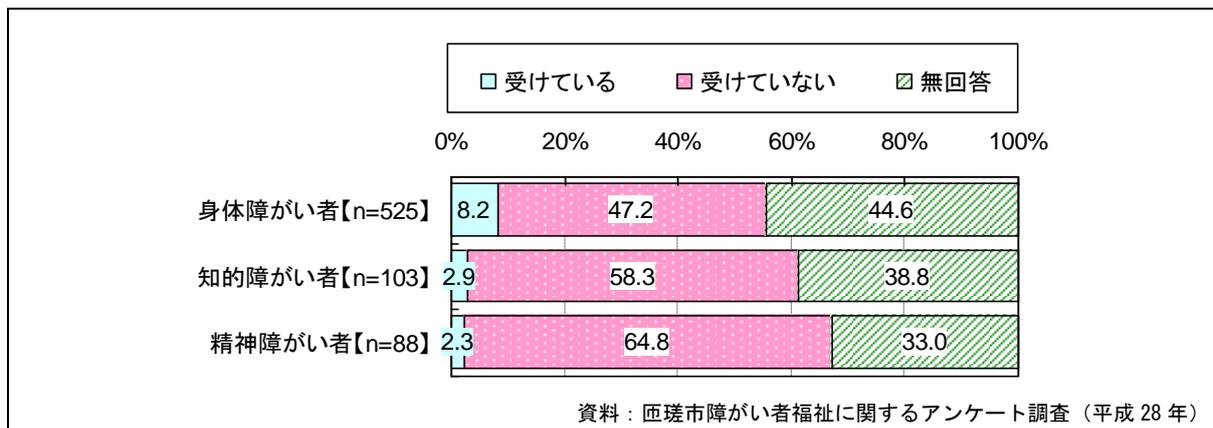
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
特定疾患医療	240	250	267	268	285
小児慢性特定疾患医療	32	38	37	35	31

各年3月31日現在

資料：千葉県海匝健康福祉センター

アンケート調査では、難病認定を「受けている」割合は、身体障がい者では8.2%、知的障がい者では2.9%、精神障がい者では2.3%となっています。

#### ■難病の認定を受けているか（〇は1つ）



### 3 教育・保育の状況

#### (1) 小学校

障がいのある小学生の在学状況をみると、平成28年においては市内公立小学校の特別支援学級に在籍する児童は130人、特別支援学校は16人となっています。平成24年から28年にかけて、特別支援学校の在籍児童数が減少しており、市内公立小学校の特別支援学級における在籍児童数は増加しています。

##### ■特別支援学級・特別支援学校の在籍児童数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
特別支援学級（市内公立小学校）	73人	80人	102人	124人	130人
特別支援学校	21人	23人	21人	16人	16人
肢体不自由	—	—	—	—	—
病弱	—	—	—	—	—
知的障がい	21人	23人	21人	16人	16人
視覚・聴覚	—	—	—	—	—
合計	94人	103人	123人	140人	146人

各年5月1日現在

資料：市学校教育課

#### (2) 中学校

障がいのある中学生の在学状況をみると、平成28年においては市内公立中学校の特別支援学級に在籍する生徒は36人、特別支援学校は17人となっています。平成24年から28年にかけて、特別支援学校の在籍生徒数は横ばい状態です。

##### ■特別支援学級・特別支援学校の在籍生徒数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
特別支援学級（市内公立中学校）	27人	34人	39人	34人	36人
特別支援学校	14人	18人	16人	17人	17人
肢体不自由	—	—	—	—	1人
病弱	—	—	—	—	—
知的障がい	13人	17人	15人	17人	16人
視覚・聴覚	1人	1人	1人	—	—
合計	41人	52人	55人	51人	53人

各年5月1日現在

資料：市学校教育課

### (3) 保育施設など

障がいのある児童の保育施設などの利用状況をみると、平成28年においては、保育所は12人、放課後児童クラブ（学童クラブ）は31人となっており、平成24年から28年にかけて利用者数は増加しています。

#### ■保育施設などにおける障がい児利用数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
保育所	16人	19人	14人	12人	12人
放課後児童クラブ	13人	28人	39人	31人	31人
合 計	29人	47人	53人	43人	43人

各年4月1日現在

資料：市福祉課・学校教育課

## 4 雇用・就労の状況

### (1) 障がい者の雇用状況

銚子公共職業安定所管内に本社を置く民間企業のうち、障がい者の実雇用率 2.0%※<sup>1</sup>（障害者雇用促進法の法定雇用率）が適用される常用労働者数 50 人以上規模※<sup>2</sup>の一般の民間企業は、平成 28 年 6 月 1 日現在 86 社あり、そのうちの 68.6%の企業が法定雇用率を達成しており、県内及び全国水準を上回っている状況です。

民間企業における障がい者雇用状況をみると、雇用数は年々増加していますが、平成 28 年における障がい者実雇用率は 2.30%と、県内及び全国水準を上回っています。

#### ■管内の民間企業における障がい者雇用状況

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
企業数	74 社	83 社	81 社	83 社	86 社
法定雇用算定基礎労働者数※ <sup>3</sup>	12,317 人	12,987 人	12,678 人	12,958 人	13,257 人
障がい者雇用数※ <sup>4</sup>	218 人	274.5 人	278 人	290 人	305 人
実雇用率	1.77%	2.11%	2.19%	2.24%	2.30%
☆参考：千葉県	1.63%	1.71%	1.77%	1.82%	1.86%
☆参考：全 国	1.69%	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%
法定雇用率達成企業の割合	67.6%	56.6%	64.2%	66.3%	68.6%
☆参考：千葉県	48.9%	44.3%	47.5%	49.0%	51.5%
☆参考：全 国	46.8%	42.7%	44.7%	47.2%	48.8%

各年 6 月 1 日現在

資料：銚子公共職業安定所

※1 平成 25 年 3 月 31 日以前は 1.8%

※2 平成 25 年 3 月 31 日以前は 56 人以上

※3 法定雇用算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。

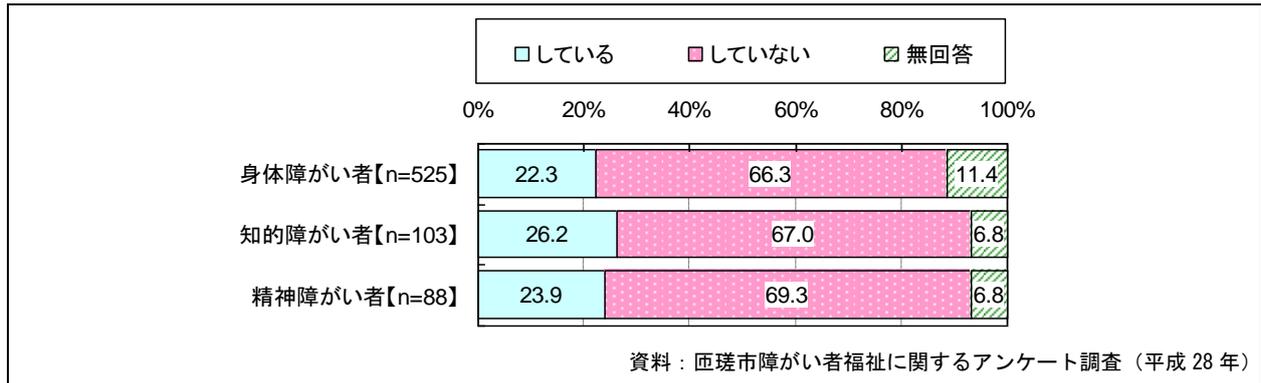
※4 ・ 重度身体障がい者又は重度知的障がい者（短時間労働者以外）については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。  
 ・ 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）である場合は 1 人分としてカウント、常用労働者及び障がい者が短時間労働者の場合は 0.5 人分としてカウントされる。

## (2) 障がい者の就労状況

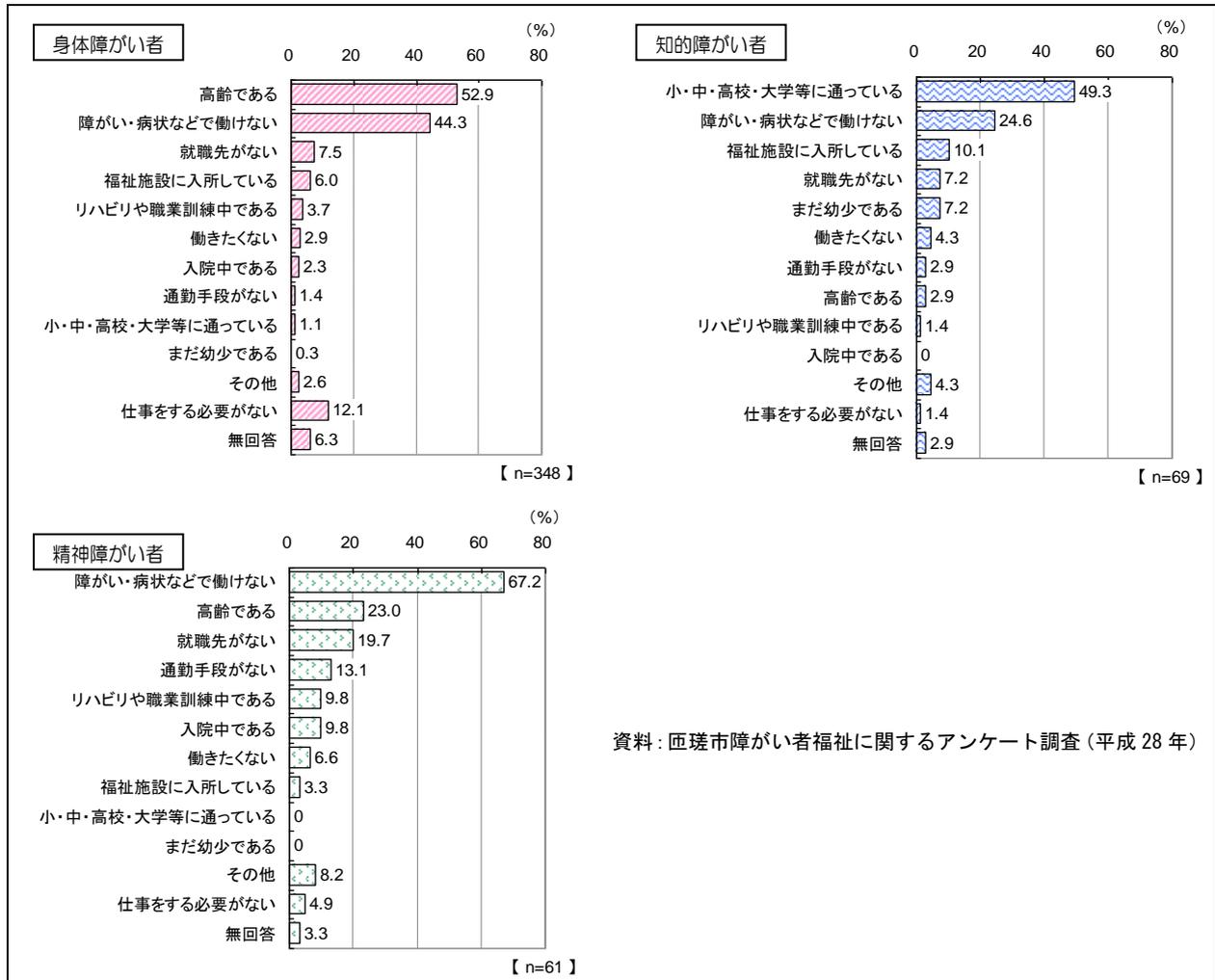
アンケート調査から現在仕事を「している」障がい者の割合をみると、身体障がい者では22.3%、知的障がい者では26.2%、精神障がい者では23.9%となっています。

なお、就労していない理由としては、身体障がい者では「高齢である」、知的障がい者では「小・中・高校・大学等に通っている」、精神障がい者では「障がい・病状などで働けない」がそれぞれ最も多くなっています。

### ■あなたは現在仕事をしているか（〇は1つ）



### ■就労していない理由（複数回答）





## 計画の基本的考え方



## 1 市の目指すべき方向と計画の基本理念

本計画の上位計画である「匝瑳市総合計画」では、健康・福祉・医療分野におけるまちづくりの基本理念を

### ▼匝瑳市総合計画の健康・福祉・医療分野におけるまちづくりの基本理念

**「生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる」**

と定めています。

これを受け、本計画では、障がいのある人もない人も共に暮らせる地域社会の実現を目指し、以下を基本理念と定めます。

### ▶本計画の基本理念

**安心して、地域で暮らせるまちづくり**

全ての市民が「障がいのある・ない」によって分け隔てられることなく、地域社会の誰もが人格と個性を尊重し合って共に生活できる共生社会\*を実現するためには、障がいのある人が自らの意思による選択と決定のもとに自立し、あらゆる活動に対等に参画できるよう、周りの人がそのことに理解を示し、協力していくことが何よりも重要です。

本計画の下、障がい者にかかわる多様な施策を推進することにより、障がい者が生活しやすい社会基盤を整えていくことはもちろん、地域に人々の笑顔があふれ、全ての市民が互いの人格と個性を認め合いながら思いやり、共に支え合う、誰もが安心して地域で暮らせるまちを目指します。

※共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者などが、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

## 2 施策展開の方向性

基本理念の下、以下の6点を、施策を展開する方向性として定め、本市における障がい者施策の総合的な展開を図ります。

### ●施策の方向1 生活支援と雇用・就労

障がい者施策の目指すところは障がい者の自立であり、地域生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域社会での生活を保障するところにあります。

障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質（QOL※）の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携しながら相談支援、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

また、障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、障がい者の権利であり、自身の生きがいにもなります。一般雇用、福祉的就労など、障がい者の能力や障がいの状況に応じた雇用・就労の拡大を図ります。

※QOL：Quality of Life の略。直訳すると「生活の質」であり、人間らしく、満足して、幸せに生活しているかを評価する概念。

### ●施策の方向2 保健・医療

障がいの原因には、先天性のものと後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育を図るとともに、障がいの発生予防に努めることが重要です。

また、障がい者には、定期的な医療を必要とする人もおり、特に難病の人は精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たします。

全ての市民の障がいの発生予防と早期発見・対応に努めるとともに、障がいの程度や種類に応じて適切な保健・医療サービスの提供を図ります。

### ●施策の方向3 生活環境と安全・安心

障がい者をはじめ、高齢者や乳幼児、誰にとっても暮らしやすい生活環境の整備が必要です。そのため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン※の視点から、快適で安全・安心なまちづくりを推進します。

また、災害時の要支援者となる障がい者や高齢者などは、地域における特別な支援が必要であり、市民の協力を得ながら障がい者などの状況に応じた避難支援体制の構築を図ります。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたる。

#### ●施策の方向4 療育・教育と文化芸術活動・スポーツなど

障がい児が、将来、社会に出て自立していきいきと生活していくためには、その子が持っている可能性を最大限に伸ばし、自分の力で生活するための基礎・基本を身につけることが重要です。そのため、障がい児一人ひとりが、自らの個性や教育的ニーズに応じて支援・指導を受けられる療育・教育環境の充実を図ります。

また、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーションなどは、生きがいや健康に資するだけでなく、障がい者の自立意欲の高揚や社会参加の促進など、生活の質の向上にもつながることから、あらゆる年代における障がい者の文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。

#### ●施策の方向5 差別の解消と権利擁護

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図るため、市民が障がい者への理解を一層深めることはもちろん、障がい者への偏見や差別の解消、虐待防止、さらには障がい者の権利を守るための取組などを総合的に推進することが求められます。

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念の普及を図るとともに、全ての市民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進するとともに、市民によるボランティア活動や合理的配慮<sup>※</sup>などの実践を促進します。

※合理的配慮：障がい者が、障がいの特性やそれぞれの状況によって生活の中で発生する困難さを取り除くために講じられる個別の調整や変更のこと。障がい者から何らかの助けの求めがあった場合、過度の負担にならない範囲で、可能な限り、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図る。

#### ●施策の方向6 情報・アクセシビリティ<sup>※</sup>

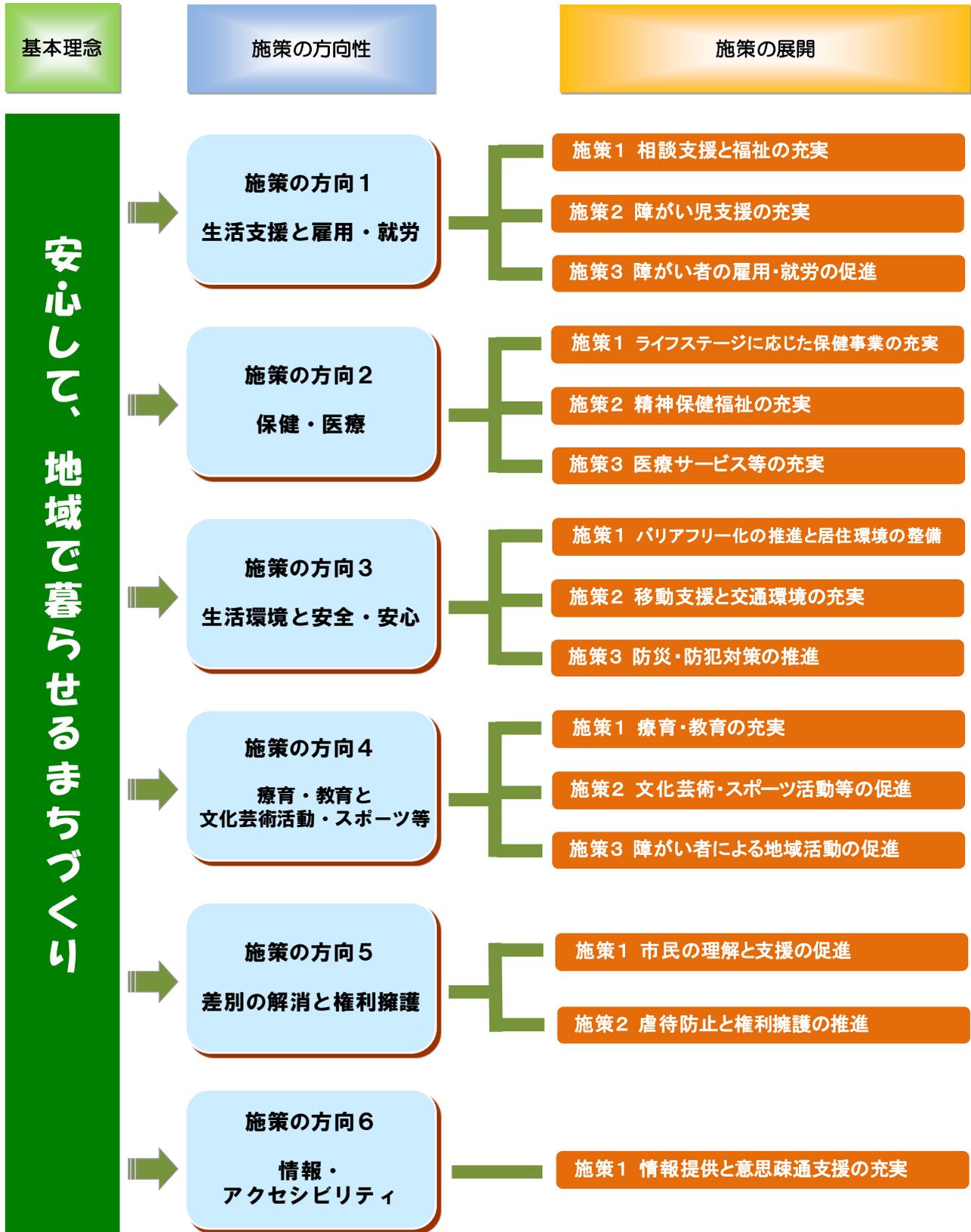
障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活や福祉に関する様々な情報を必要なときに入手でき、必要に応じて相談できる環境が必要です。

そのため、情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を図りながら、障がい者の自立と社会参加を支援するため、情報提供や意思疎通支援の充実、情報環境のバリアフリー化を推進します。

※アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

### 3 計画の体系

基本理念の下、施策展開の方向性と、施策の展開を体系図に表すと以下のとおりとなります。





## 障がい者施策の展開



## 施策の方向1 生活支援と雇用・就労

### 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で、自立した生活を営むためには、一人ひとりの状態や状況に合った生活基盤がなくてはなりません。

本市では、障がい者の生活支援として、相談支援体制と福祉サービス提供基盤の充実を図るとともに、障がい者の一般就労及び福祉的就労を支援しています。また、障がい児については、市内の保育所（園）などにおける受入れも行っています。

アンケート調査では、地域で自立した生活を送るための支援として、経済的な負担の軽減や相談窓口や相談対応などの充実が求められており、また、日常生活に加えて働く上でも周囲の理解が必要という声が多く寄せられています。

今後も、障がい者が身近なところでいつでも気軽に相談でき、必要なサービスや支援を受けられる体制の充実に努める必要があります。また、経済的自立を支援する観点では、年金・手当の支給、税控除や各種割引制度などの周知と必要な支援を図ることも重要です。さらに、職場などにおいては、障がい者雇用に対する一層の理解と障がい者が必要とする配慮などについて事業所などに啓発していく必要があります。

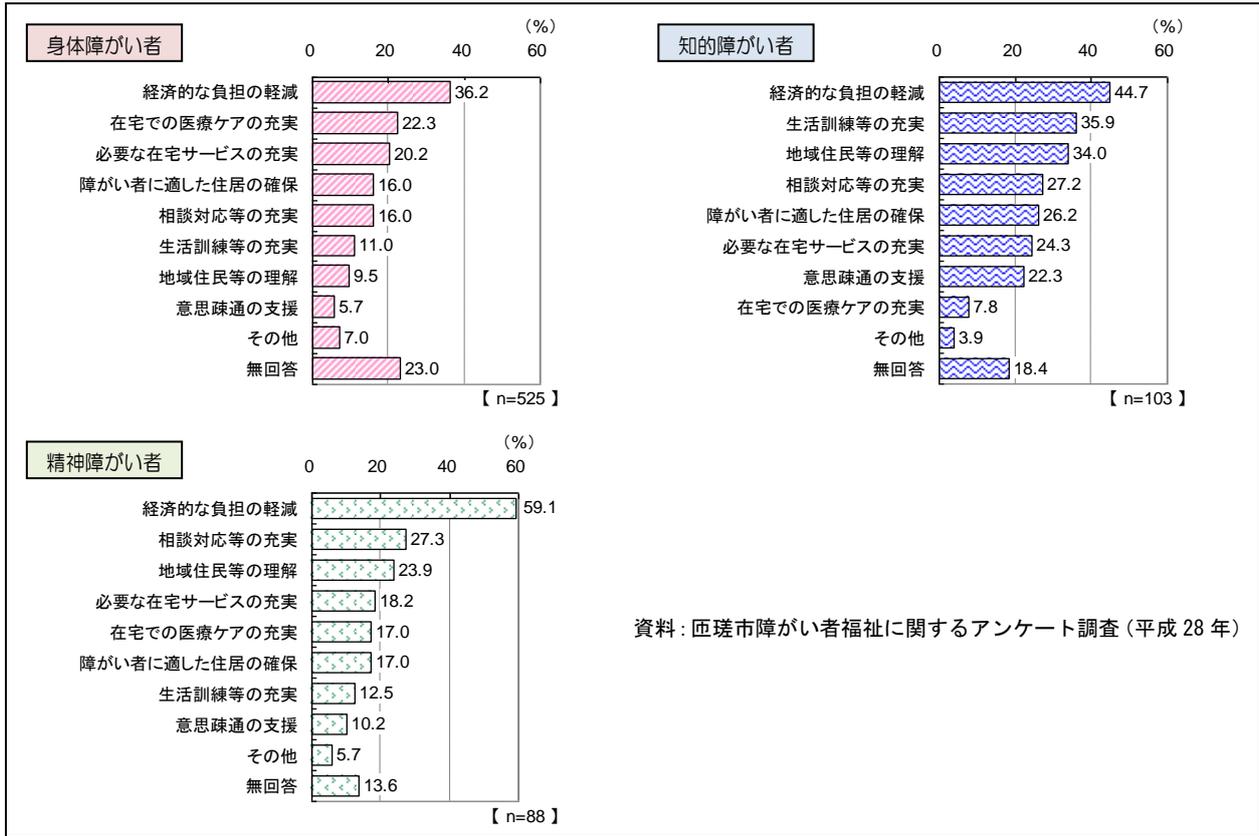
### ▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

○地域で生活するための支援として、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも「経済的な負担の軽減」を最も多く挙げています。しかし、2番目に多い回答をみると、障がいに応じて異なる状況もうかがえ、精神障がい者では「相談対応等の充実」が多くなっています。

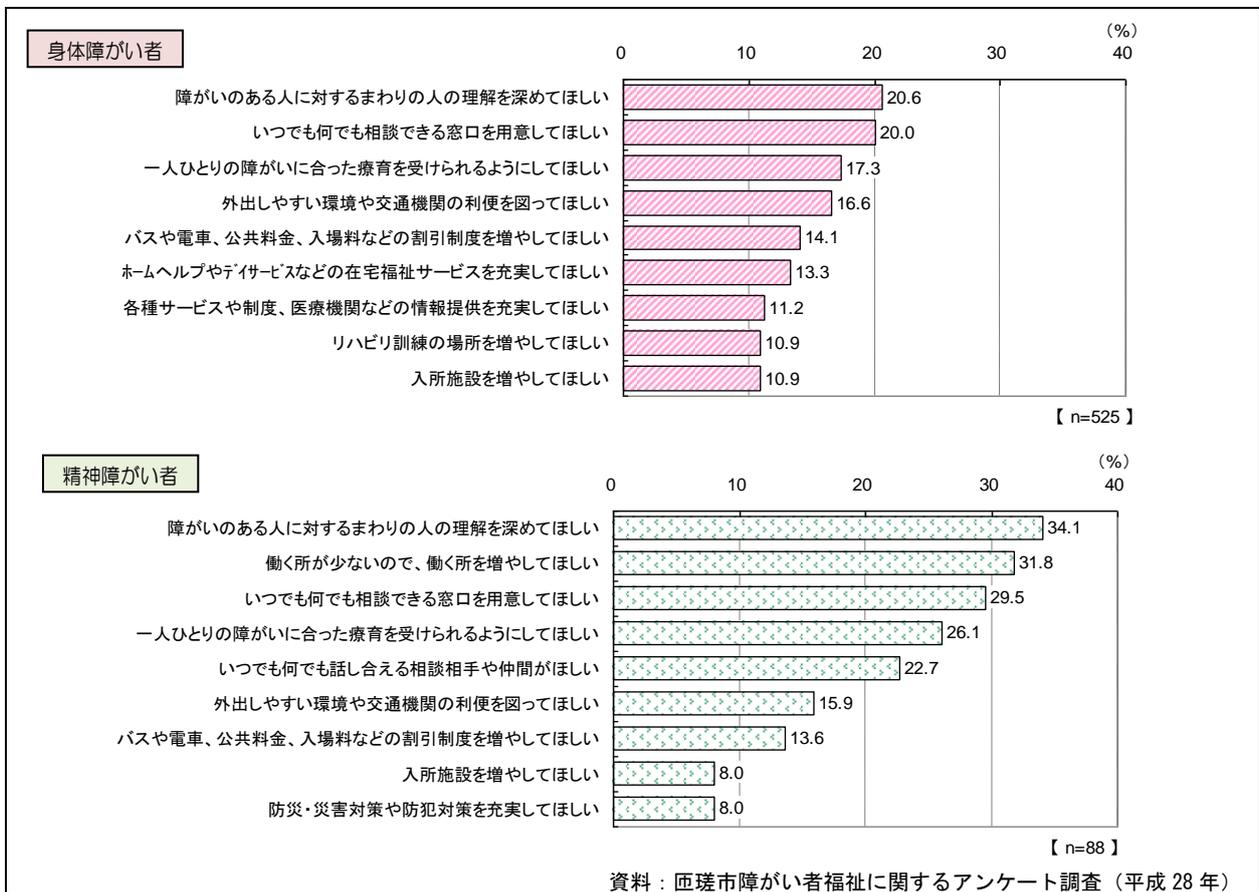
○自立した生活を送るために特に望むことを尋ねたところ、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」という回答に次いで、身体障がい者では「いつでも相談できる窓口を用意してほしい」、精神障がい者では「働く所が少ないので、働く所を増やしてほしい」が多く挙げられています。

○働くために大切だと思う環境や条件を尋ねたところ、「障がいにあった仕事であること」、「周囲が自分や障がいのことを理解してくれること」は身体障がい、知的障がい、精神障がい、3つの障がい共通で多く挙げられています。また、身体障がい者、精神障がい者では「勤務する時間や日数を調整できること」も多く挙げられており、職場などにおいて、障がい者への配慮が必要です。

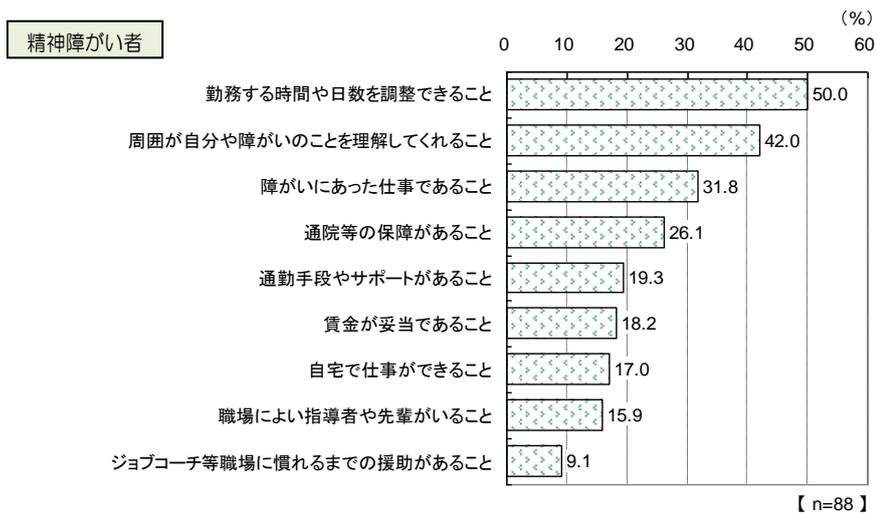
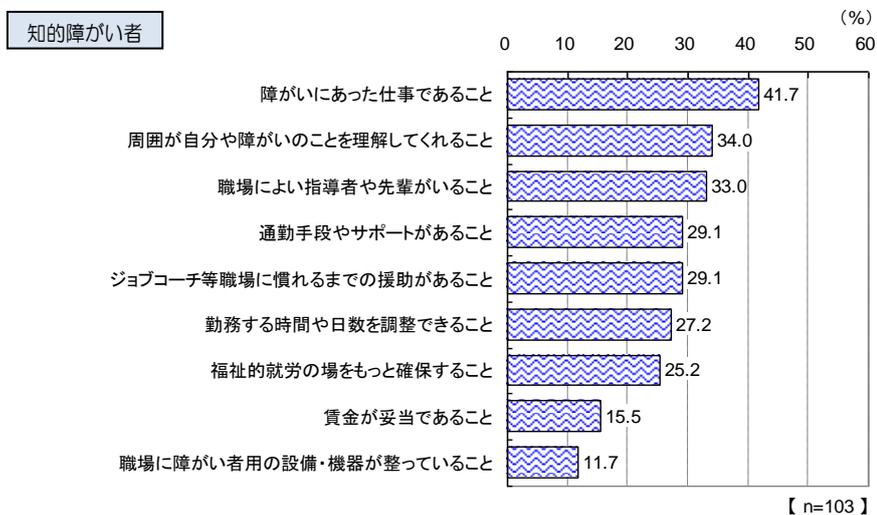
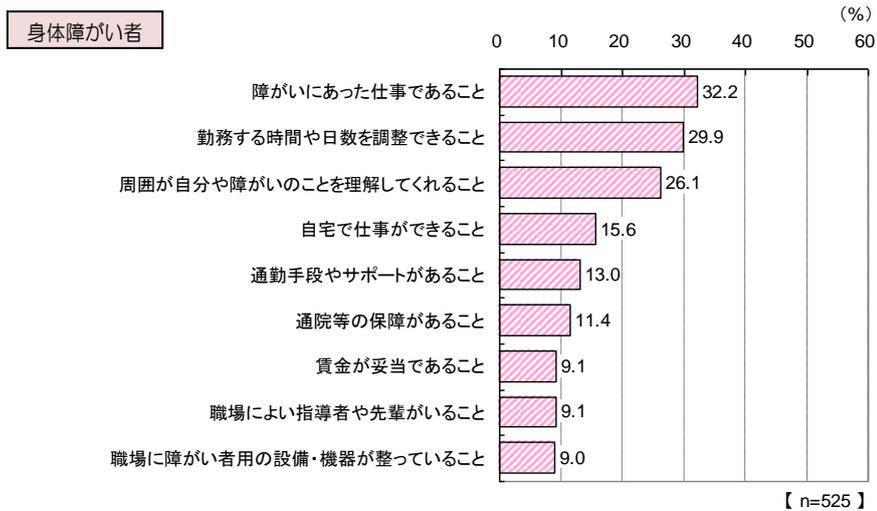
■地域で生活するためには、どのような支援があればよいか（複数回答）



■自立した生活を送るために特に望むこと（複数回答）【※上位回答のみ】



■働くために大切だと思う環境や条件（複数回答）【※上位回答のみ】



資料： 匠瑛市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成28年）

## 施策の展開

### 施策1 相談支援と福祉の充実

障がい者が住み慣れた家や地域で安心して暮らせるためには、気軽に相談でき、必要な場合には適切な支援が受けられる体制が不可欠です。

そのため、障がい者やその家族の不安や困難をできる限り軽減できるよう、相談しやすく必要な情報が得られる相談支援体制や障害福祉サービスなどの提供体制の整備に努めます。また、障がい者の暮らしを支える土台である年金制度や各種手当の支給制度の周知などに努め、障がい者とその家族などの生活の安定と経済的自立を支援します。

障がい者とその家族が喜びや希望を持って生活を送ることができるような支援体制づくりを推進します。

#### 1) 相談支援体制の整備

項目と内容	担当課
<p><b>①相談支援事業</b></p> <p>障がい者の多様なニーズに的確に対応し、障がい者やその家族の地域生活を支援し、在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、相談支援事業を相談支援事業所への委託により実施します。</p> <p>障がい者の生活の安定と自立した生活を確保するため、地域生活への移行、地域生活の継続、就労などを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援事業所                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ロザリオ発達支援センター」</li> <li>・「聖マーガレットホーム」</li> </ul> </li> </ul>	福祉課
<p><b>②地域における相談支援体制の強化</b></p> <p>相談支援事業者を中心として、地域における身近な相談窓口である身体障害者相談員や知的障害者相談員、民生委員・児童委員、市や教育委員会などの行政機関、社会福祉協議会やNPOなどの団体などとの連携強化及び調整を図り、総合的かつ専門的な相談支援が円滑に実施できる体制の整備に努めます。</p>	福祉課

## 2) サービス提供体制の整備

項目と内容	担当課
<p><b>①障害福祉サービス</b></p> <p>障がい者などの自立と社会参加を実現するため、必要とされる「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」の確保に努めます。</p> <p>サービス提供基盤の充実を図るため、市内の施設及び近隣市町の施設とのさらなる連携強化を図り利用ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制の拡大に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「訪問系サービス」・・・居宅介護、同行援護などの地域で暮らす障がい者などの生活を支えるサービス</li> <li>●「日中活動系サービス」・・・昼間の活動の場を提供するサービス (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所など)</li> <li>●「居住系サービス」・・・住まいを提供するグループホームなどのサービス (共同生活援助、施設入所支援)</li> </ul>	福祉課
<p><b>②地域生活支援事業</b></p> <p>障がい者が自立した生活を営めるよう支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効果的・効率的に実施します。</p> <p>サービス提供基盤の充実を図るため、市内の施設及び近隣市町の施設との連携によりサービスの確保に努めます。市独自の任意事業についても、利用者の状況や社会資源の状況を踏まえ、積極的に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援事業</li> <li>●意思疎通支援事業</li> <li>●移動支援事業</li> <li>●日中一時支援事業（任意事業）</li> <li>●成年後見制度利用支援事業</li> <li>●日常生活用具給付等事業</li> <li>●地域活動支援センター事業</li> <li>●訪問入浴サービス事業（任意事業）</li> </ul>	福祉課
<p><b>③自立支援医療</b></p> <p>より多くの人々が制度を利用できるよう周知徹底を図るとともに、適切な医療を受けられるよう、医療機関との連携に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神通院医療・・・統合失調症、双極性障がい・うつ病、てんかんなど</li> <li>●更生医療・育成医療・・・肢体不自由（形成術、人工関節置換術など）、視覚障がい（水晶体摘出手術など）、聴覚障がい（形成術など）、言語障がい（歯科矯正など）、内部障がい（ペースメーカー埋込み手術、人工透析療法など）</li> </ul>	福祉課
<p><b>④補装具の給付</b></p> <p>補装具はそれぞれの障がいの身体機能を補完するために個別に設計・加工され、長期間にわたり継続して使用するものであることから、交付・修理の際は、更生相談所などの意見をもとに適切に制度を利用できるよう情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●肢体不自由・・・歩行補助つえ、車椅子、歩行器、義肢、装具、座位保持装置など</li> <li>●視覚障がい・・・盲人安全つえ、義眼、遮光眼鏡など</li> <li>●聴覚障がい・・・補聴器</li> <li>●その他・・・重度障がい者用意思伝達装置など</li> </ul>	福祉課 社会福祉協議会

### 3) 生活安定施策の推進

項目と内容	担当課
<p><b>①施策・制度の周知</b></p> <p>広報紙やパンフレット、ホームページなどを利用し、障がい者福祉施策・制度の周知を行い、保健、医療、福祉サービス利用者の利便性向上を図ります。</p>	福祉課
<p><b>②公的年金・各種手当などの支給</b></p> <p>障がい者が地域社会の中で自立して生活していくため、公的年金制度や各種手当制度に基づき、本人又は養育者に、年金、手当などを支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害基礎年金</li> <li>●障害児福祉手当：20歳未満の在宅の重度の障がい児</li> <li>●特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度の障がい者</li> <li>●特別児童扶養手当：心身障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者</li> <li>●自動車税・自動車取得税などの減免、JR・バス・航空・タクシー運賃、有料道路通行料金などの割引、公共料金などの減免、県立施設などの利用料減免制度</li> <li>●難病療養者給付金</li> </ul>	関係各課 関係機関
<p><b>③生活福祉資金の貸付</b></p> <p>障がい者が自立更生に必要な資金を確保できるよう、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の貸付制度について周知を図ります。</p>	福祉課 社会福祉協議会

## 施策2 障がい児支援の充実

障がい児が本来持っている可能性を最大限に伸ばすためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と指導訓練を行うことが重要です。全ての子どもが地域社会の中で健やかに成長するため、障がいの早期発見・早期療育に向けた体制の整備を図ります。

さらに、保護者の不安をできる限り軽減できるよう、個々の状況に応じた適切な支援を図ります。

### 1) 発達相談・支援の充実

項目と内容	担当課
<b>①早期療育などに関する保護者への啓発</b> 乳幼児の心身の障がいの早期発見、療育については、家庭の果たす役割が大きいことから、障がいの兆候がみられる場合には早期に相談や必要な支援につなげられるよう、保護者に対する啓発及び助言・指導などを行います。	福祉課 健康管理課
<b>②発達相談</b> 子どもの発達について、保護者に心配や不安があるときに、発達相談員（臨床心理士など）が発達相談を実施し、子どもの特性に合わせたかわり方を伝え、子供の成長発達を促し、保護者の負担軽減に努めます。	健康管理課
<b>③障がい児の保護者などに対する支援</b> 障がいのある子どもを抱える保護者の不安を和らげることができるよう、庁内関係各課、関係機関との連携により、必要な療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。	福祉課 健康管理課

### 2) 育ちの環境の充実

項目と内容	担当課
<b>①障がい児保育の充実</b> 保育所（園）に通園する障がい児が健全に成長できるように、障がい児保育の充実を図ります。集団保育・教育が可能な障がい児について、社会への適応力を効果的に伸ばすため、障がいがない児童との交流保育を推進します。	福祉課
<b>②放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ</b> 市内公立小学校の特別支援学級に通う障がい児について、放課後や長期休暇時における一時預かりの場所を提供し、障がい児の健全育成をはじめ、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課 福祉課
<b>③児童福祉法に基づく障害児福祉サービスの確保</b> 市内の事業所及び近隣市町の事業所と連携を図り、児童福祉法に基づくサービスの提供体制の確保に努め、障がい児へ必要なサービスの提供を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後などデイサービス・保育所など訪問支援）</li> <li>●障害児相談支援</li> </ul>	福祉課

### 施策3 障がい者の雇用・就労の促進

就労により自立することは、障がい者が地域において生活する上で根幹を成す部分であり、自らの能力と適性に応じて就労できる場があることは生きがいにもつながります。

そのため、市内及び近隣の企業などに対して障がい者雇用に対する理解と取組を広く働きかけるとともに、学校、企業、関係機関などとの連携のもと、障がい者本人の適性や障がいの状況などに応じた一般就労ができるよう支援します。

また、一般就労が困難な者にとっては、障がい者就労支援施設などでの就労は、日中に働く場、訓練を受ける場として重要な役割を果たしていることから、身近な地域における福祉的な就労の場の充実に努めます。

#### 1) 雇用の促進

項目と内容	担当課
<b>①障がい者雇用の啓発</b> ハローワーク（公共職業安定所）や東総就業センターなど関係機関との連携のもと、市内及び近隣市町の企業に対して障がい者雇用についての理解を求めるとともに、障がい者の特性に合わせた職種・業務の創出と積極的な雇用を働きかけていきます。	福祉課
<b>②障がい者雇用支援制度の活用促進</b> 「職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣事業」、「障害者試行雇用（トライアル雇用）事業」などの制度の周知と活用促進を図ることにより、障がい者雇用を促進します。	福祉課
<b>③障がい者が働きやすい職場づくりの啓発</b> 障がい者が無理なく就労できるよう、短時間勤務、フレックス制度などに対する企業・雇用主への理解の促進を図ります。また、就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司、同僚の理解を促進するための広報・啓発を行います。	福祉課

## 2) 職業能力の開発と就労支援

項目と内容	担当課
<b>①県立障害者高等技術専門学校などとの連携</b> 障がい者の職業能力の開発を促進するため、県立障害者高等技術専門学校などと連携を図ります。	福祉課 関係機関
<b>②就労移行支援事業の推進</b> 自立支援給付における就労移行支援サービスを実施し、一般就労が可能な障がい者が、できるだけ多く就職できるよう支援を図ります。	福祉課
<b>③障がい者の職業相談・就労支援</b> ハローワーク（公共職業安定所）、障害者職業センター、東総就業センター、特別支援学校、商工会などとの連携を図りながら、障がい者の職業相談、雇用・就労の促進に努めます。	福祉課 関係機関

## 3) 福祉的就労の場の拡充

項目と内容	担当課
<b>①障がい者就労施設などの充実</b> 利用実態や利用者のニーズを把握しながら、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者就労施設などの充実を図ります。	福祉課
<b>②就労施設の運営支援</b> 一般就労が困難な障がい者の働く場を確保できるよう、障がい者に福祉的配慮がされる障がい者就労施設の運営を支援します。 また、自立支援給付における就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）などのサービスの確保を図ります。	福祉課
<b>③障がい者による生産品などの優先調達の推進</b> 障がい者の経済的自立を支援するため、市の物品や役務の発注については、障がい者就労施設などから優先的に物品などを調達するよう努めます。 また、障がい者就労施設などが供給する物品などに対する需要の増進などを行うため、その周知やPRに努め、消費者の理解の促進を図ります。	関係各課

## 施策の方向2 保健・医療

### 現状と課題

障がい者の保健・医療の充実は、健やかな暮らしを送る上で不可欠です。障がい者には、難病患者をはじめ、定期的な通院を必要とする人も多く、障がいを軽減するリハビリテーションも重要です。

本市では、疾病の早期発見・早期治療、疾病に伴う障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、障がい者一人ひとりの保健・医療ニーズに応じた必要な情報提供や相談対応に努めています。

アンケート調査では、障がい者の現在の生活で困っていることや不安に思っていることとして、自分の健康や体力に自信がないという回答が多くみられます。

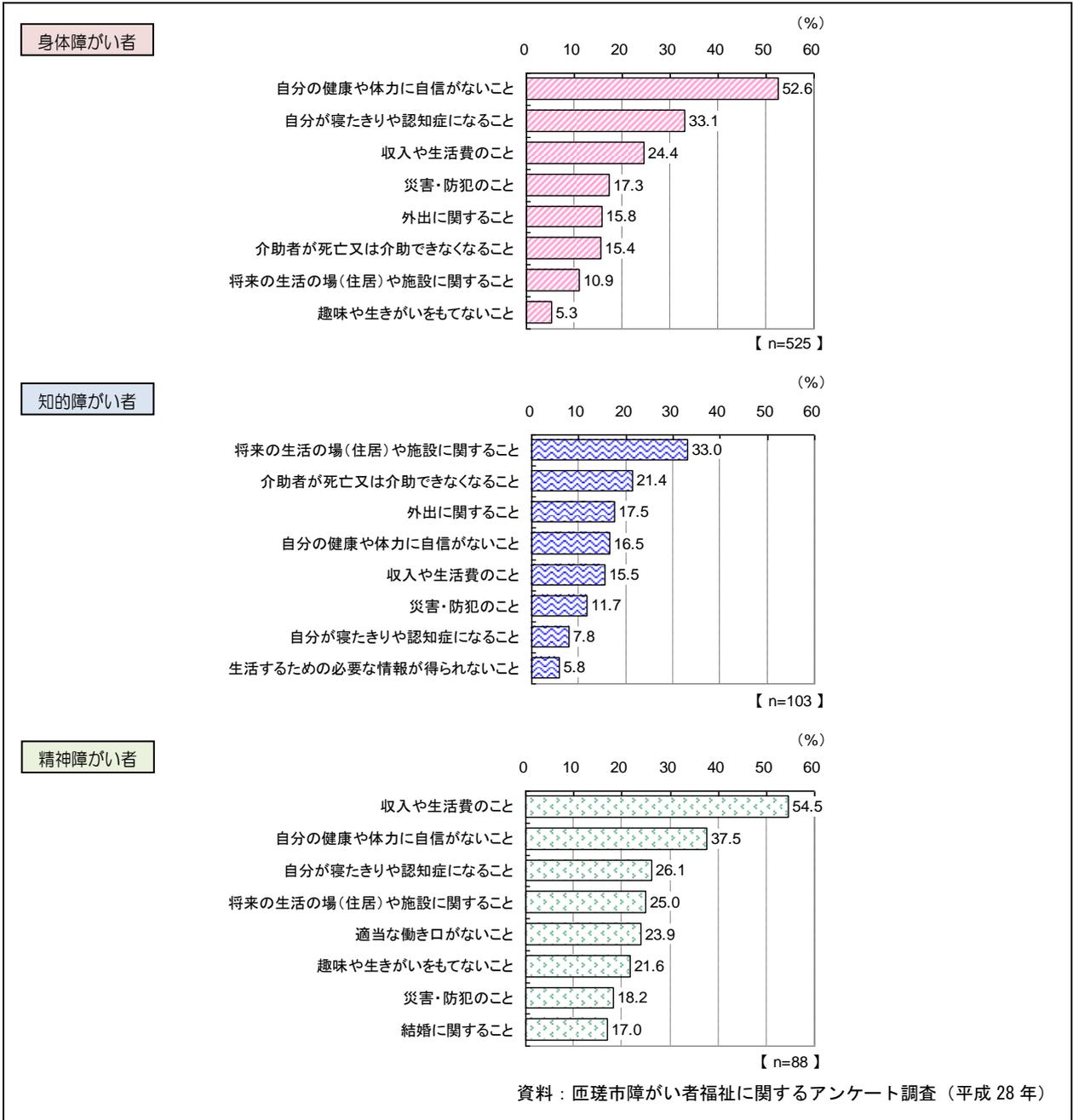
今後も、障がい者や難病患者などが、保健・医療・リハビリテーションなどのサービスの適切な提供を受け、健康を維持増進させられるよう、関係機関との連携体制の強化に努める必要があります。また、障がいの発生を予防する観点から、心の健康づくりも含め、あらゆる年代の全ての市民の健康づくりを推進していくことが重要です。

### ▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

○現在の生活で困っていることや不安に思っていることを尋ねたところ、身体障がい者では「自分の健康や体力に自信がないこと」が最も多く、半数を超えています。

○精神障がい者においても「自分の健康や体力に自信がないこと」は、2番目に多く挙げられています。

■現在の生活で困っていることや不安に思っていること（複数回答）【※上位回答のみ】



## 施策の展開

### 施策1 ライフステージに応じた保健事業の充実

障がいの発生予防や早期発見・早期療育・早期治療のためには、定期的な健康診査の受診を心がけるとともに、生活習慣の改善により、規則正しい生活習慣を身に付けることが大切です。そのため、妊娠期・乳幼児期から高齢期に至るまでの保健事業を推進するとともに、健康診査の受診や主体的な健康管理を促進します。

#### 1) 母子保健事業などの推進

項目と内容	担当課
<b>①妊婦・乳幼児の健康診査</b>	健康管理課
妊婦の健康、胎児の健全な発育及び乳幼児の健やかな成長発達を図るため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実に努めます。	
<b>②保健指導活動</b>	健康管理課
面接や訪問の機会を通じて、障がいのと早期発見のため、妊産婦や乳幼児を対象とした保健指導などの充実に努めます。	
<b>③早期療育の推進</b>	健康管理課 福祉課
乳幼児健診などの結果、精密検査が必要な子どもが発見された場合には、適切な医療機関や相談機関の情報提供を図るなどの支援を行います。 心身の発達に心配のある子どもに対しては、関係機関の連携のもと、必要な支援につなげるとともに療育内容の充実に努めます。	

#### 2) 成人保健事業の推進

項目と内容	担当課
<b>①健康診査の受診勧奨と健診事後指導</b>	健康管理課
生活習慣病などの予防と早期発見・治療に向け、健康診査の受診率の向上を図るとともに、健診事後指導の一層の充実に努めます。	
<b>②生活改善の働きかけ</b>	健康管理課
各種健康相談、集団及び個別の健康教育、保健指導などにより、食生活や運動への関心と生活改善の行動を促進します。さらに、保健推進委員会の活動の育成支援を図り、食生活、運動等の生活改善の働きかけを行います。	
<b>③各種保健事業</b>	健康管理課
寝たきりの原因となる脳卒中や骨粗しょう症などの発生を予防するため、成人、高齢者に対して各種健康相談を実施し、また、保健指導が必要な者へ訪問指導を行うなど、健康教育、保健指導の充実に努めます。	

## 施策2 精神保健福祉の充実

ストレス社会の現代において、年代にかかわらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。精神障がいの予防について、心の問題に関する相談対応のほか、心の健康づくりに関する健康教育の充実を図ります。

精神障がい者については、より身近な地域で、きめ細かく支援していく必要があることから、海匝健康福祉センター（海匝保健所）などと連携して精神障がい者の支援を図ります。

### 1) 心の健康づくりの啓発と取組の推進

項目と内容	担当課
<b>①精神障がいに関する普及啓発の推進</b> 地域において精神障がいに対する市民の誤解や偏見が未だに存在していることから、精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発活動に努めます。	福祉課
<b>②思春期の精神保健対策の推進</b> 幼稚園、小、中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の心の問題に関して相談を行い、暴力行為、いじめ、不登校などの未然防止、早期発見及び早期解決を目指します。	学校教育課
<b>③心の健康づくりの推進</b> 心の健康や精神障がいに関する相談対応の充実を図るとともに、家庭、学校、職場、地域を問わず、あらゆる場において精神疾患を予防するため、教育関係部局やNPOなどと連携を図り、心の健康づくりを推進します。 また、市内の企業に対し、新たに導入されたストレスチェック制度の周知と啓発に努めます。	福祉課

### 2) 精神障がい者などへの支援の充実

項目と内容	担当課
<b>①精神障がい者に対する支援の充実</b> 精神障がい者が地域で生活する上での不安や健康・医療に関する悩みなどに対し、医療機関や海匝健康福祉センター（海匝保健所）との連携を図りながら、相談支援事業者や保健師を中心とした相談支援体制の充実に努めます。 さらに、訪問指導の充実を図るとともに、精神障がい者が利用できる各種保健福祉サービスの充実を図ります。精神障がい者の社会復帰を促進するため、医療機関、海匝健康福祉センター（海匝保健所）、支援施設などとの連携強化に努めます。	福祉課
<b>②精神障がい者の家族に対する支援</b> 精神障がい者を抱える家族が、精神障がいに関する学習や、相互に意見交換・情報提供を行いながら親睦が図られるよう、「こころの健康 家族のつどい（家族会）」の充実を図ります。	福祉課

### 施策3 医療サービスなどの充実

障がい者には、定期的な医療を必要とする人も多く、特に難病患者は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。さらに、障がいを軽減し、自立を促進するためには、幼児期における早期療育や病後のリハビリテーションが重要な役割を果たしていることから、利用支援と提供体制の一層の充実を図ります。

#### 1) 医療・リハビリテーションの充実

項目と内容	担当課
<b>①医療機関などの情報提供</b>	福祉課
医療機関・訓練施設などについての情報提供を行い、必要な医療リハビリテーションなどの利用の促進を図ります。	
<b>②医療費助成の周知と適切な給付</b>	福祉課
自立支援医療制度や重度心身障害者医療費助成制度などについての周知に努め、利用促進を図ります。	
<b>③広域連携によるリハビリテーションの体制整備</b>	高齢者支援課 福祉課
脳血管疾患や事故などの後遺症などにより、心身の機能が低下している障がい者に対する機能訓練の提供体制の充実を図ります。症状や状況に応じたリハビリテーションが受けられるよう、近隣の医療機関や関係機関などとの連携を図り、広域的な体制の整備に努めます。	
<b>④高次脳機能障がいへの対応</b>	福祉課
県内の高次脳機能障がい支援拠点機関と連携を図り、高次脳機能障がいを持つ人や家族に向けた情報提供や相談対応などの支援を行います。	

#### 2) 難病患者に対する支援の充実

項目と内容	担当課
<b>①情報提供の推進</b>	福祉課
難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の対象が拡大されたことを踏まえ、難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めます。	
<b>②ニーズの把握と支援の充実</b>	福祉課
市、海匝健康福祉センター（海匝保健所）の相談窓口やイベント開催時のアンケートなどにより、難病患者が抱える不安やニーズの把握に努めます。 難病患者の生活支援のため、必要な障害福祉サービスの利用支援や日常生活用具の給付などを行います。	
<b>③難病療養者給付金の支給</b>	福祉課
治療法が未確立で慢性の難病の治療を受けている者と介護者の経済的負担の軽減を図るため、難病療養者給付金に関する周知と適正な支給を行います。	

## 施策の方向3 生活環境と安全・安心

### 現状と課題

住まいも含めた生活空間にバリア（障壁）がなく、障がい者が円滑に行動できることはもちろん、災害などにも、快適・安全・安心な生活環境を整えていくことが重要です。

本市では、「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」の理念の啓蒙、公共性の高い建物などの所有者の理解と協力を働きかける一方、外出支援や移動支援を通じた障がい者の社会参加の支援も行っています。

また、日頃から市民の協力を得ながら要援護者の支援体制づくりにも取り組んでいます。しかし、アンケートから、障がい者の要援護者台帳の登録率が低い大きな要因として、認知度の低さがうかがえることから、台帳登録について周知を図ることは重要な課題と言えます。

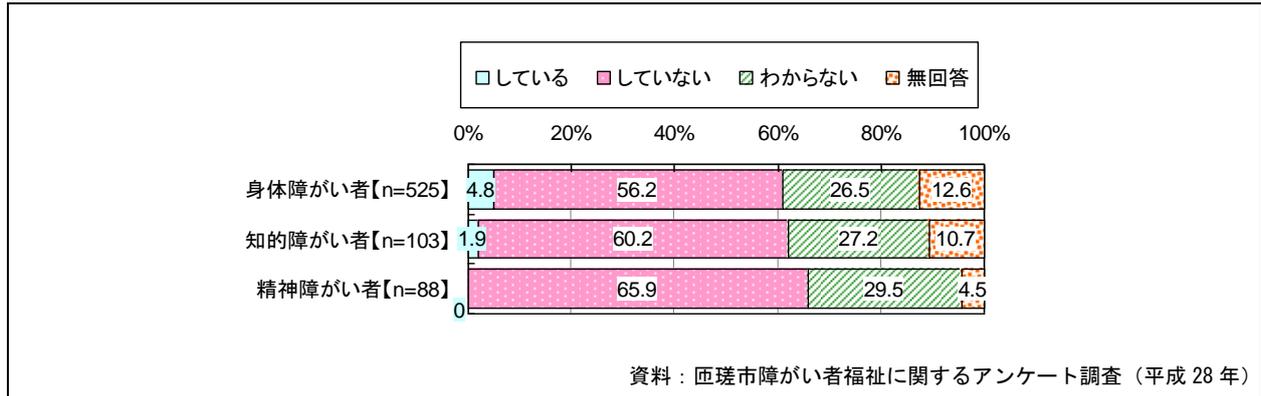
今後も継続して、生活空間のバリアフリー化の推進に取り組むとともに、障がい者が地域社会において安全・安心に生活することができるよう、地域における防災・防犯対策を推進する必要があります。

### ▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

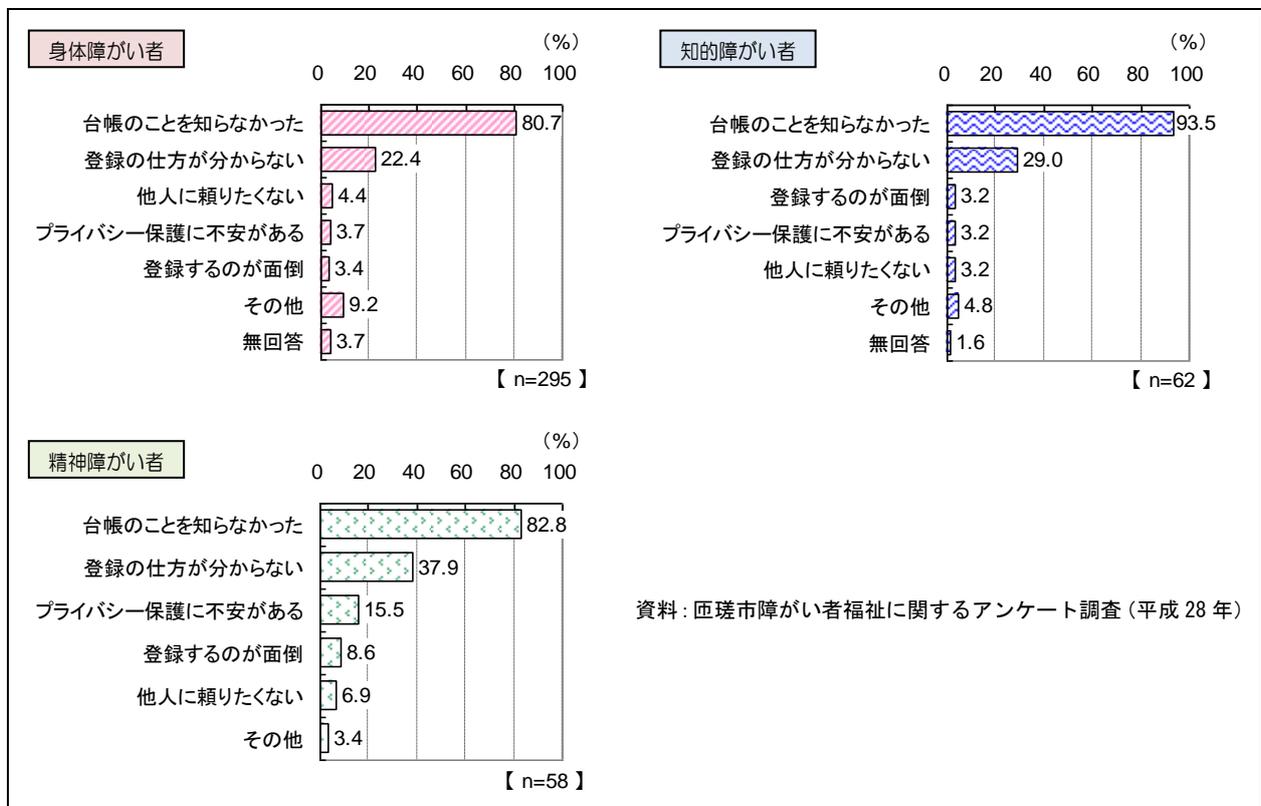
○災害時要援護者台帳に登録している障がい者の割合はかなり低く、登録していない理由としては「台帳のことを知らなかった」が多くなっていることから、さらなる周知を図る必要性があります。

○災害が起きたときの心配ごととして、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」「投薬や治療が受けられない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」などが多く挙げられており、障がいに応じた不安があることがうかがえます。

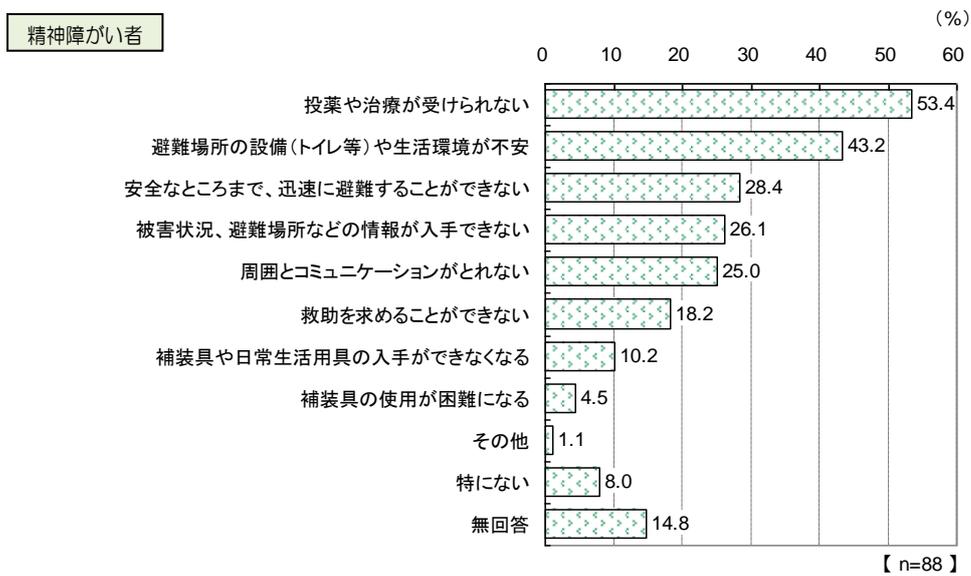
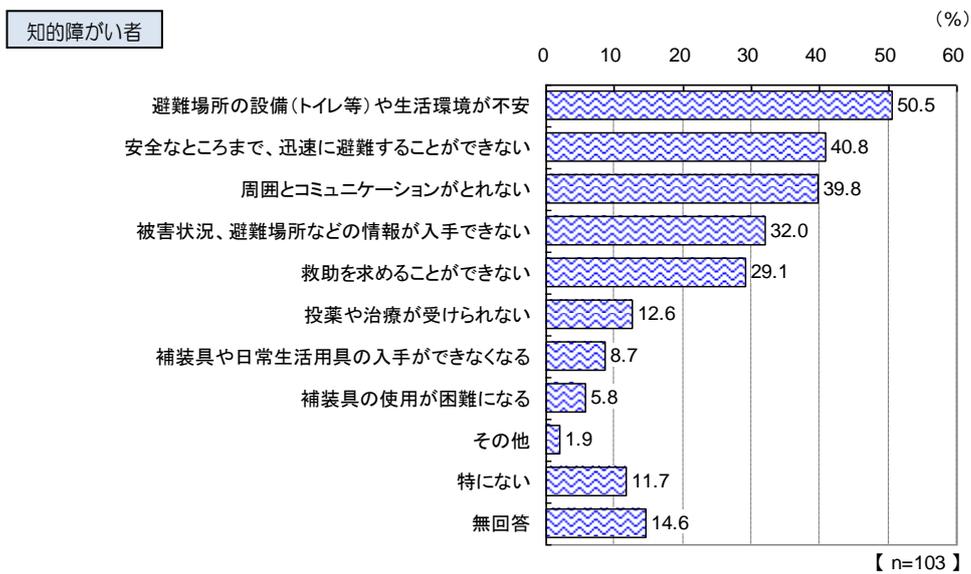
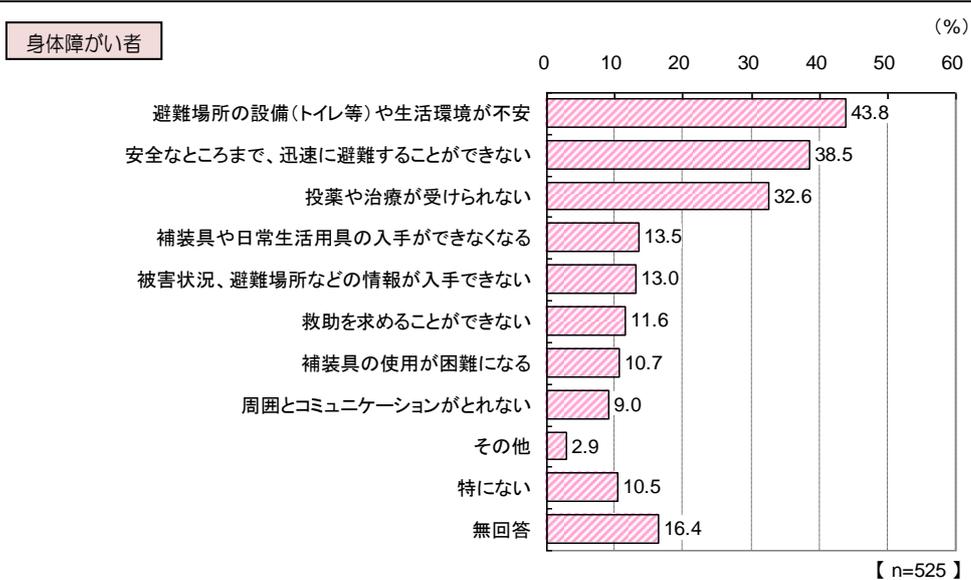
■災害時要援護者台帳に登録しているか（1つ）



■災害時要援護者台帳に登録していない理由（複数回答）



■災害時の心配（複数回答）



資料：匝瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成28年）

## 施策の展開

### 施策1 バリアフリー化の推進と居住環境の整備

障がい者が安心して生活を送るためには、身近な生活環境において、障がい者の日常生活や活動を阻害する物理的なバリア（障壁）が解消されることが必要です。

そのため、鉄道やバスなどの移動手段、道路や駅などの交通施設、多くの人々が利用する施設や公益性のある建築物・店舗などが、障がい者の利用に配慮された構造・設備、状態になるよう整備の促進を図ります。さらに、生活の拠点となる住まいについては、それぞれの障がい者に配慮されたより良い住環境となるよう、改修の支援や選択肢の拡大に努めます。

#### 1) 生活環境のバリアフリー化の推進

項目と内容	担当課
<b>①障がい者に配慮したまちづくりの推進</b>	関係各課
公共的建築物、公園、道路などについて、アンケートやヒアリングの場での意見を踏まえながら、障がい者に配慮した環境づくりに努めます。	
<b>②公共施設におけるバリアフリー化</b>	関係各課
公共施設において、障がい者用トイレ、スロープなど、障がい者に配慮した設備のバリアフリー化を図ります。建築物の出入口の段差解消や身体障がい者用トイレの設置、障がい者に分かりやすい表示・案内などへの改善に努めます。	
<b>③建築物のバリアフリー化</b>	関係各課
公共性・公益性の高い民間建築物の管理者などに対し、バリアフリー化に向けた整備の普及・啓発に努めます。	

#### 2) 居住環境の整備

項目と内容	担当課
<b>①住宅改造の推進</b>	福祉課 高齢者支援課 社会福祉協議会
障がい者が利用しやすい住宅の整備・改修を図るため、重度身体障害者住宅改造助成事業や生活福祉資金貸付制度、介護保険制度の住宅改修などの情報提供を図ります。	
<b>②多様な住まいの確保</b>	福祉課
障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実際の利用状況やニーズを把握しながら、グループホームなどの施設の整備促進を図ります。	

## 施策2 移動支援と交通環境の充実

障がい者の移動の円滑化を図り、より生活しやすく、より社会参加しやすい環境にすることが、障がい者のQOLの向上につながります。

障がい者が安全で自由な行動ができるよう、道路整備などの交通環境の改善や移動支援の充実を図るとともに、公共交通機関及び関連施設のバリアフリー化の働きかけを行います。

### 1) 移動支援の充実

項目と内容	担当課
<b>①社会参加促進事業</b> 障がい者の通院などの便宜を図るための事業を行うとともに、障がい者の社会参加を促進するための各種事業を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●移動支援事業</li> <li>●自動車運転免許取得費助成事業</li> <li>●自動車改造費助成事業</li> <li>●生活福祉資金貸付事業（障害者用自動車購入費貸付）</li> </ul>	福祉課 社会福祉協議会
<b>②タクシー利用助成事業</b> 重度心身障がい者が通院、会合などのため福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。	福祉課
<b>③福祉カー貸付事業</b> 心身障がい者（児）などに、車いすに対応したリフト付ワゴン車を貸し出し、社会参加を促進します。	福祉課

### 2) 交通環境の整備

項目と内容	担当課
<b>①歩道の整備、段差の解消</b> 障がい者が利用しやすい歩道の整備や段差の解消に努めます。	建設課 都市整備課
<b>②交通バリアフリー化の推進</b> 障がい者が公共交通機関をより自由に利用できるよう、駅やバス停などの交通関連施設や周辺の歩行空間などの改善、障がい者対応車両の導入など、バリアフリー化の取組を事業者に働きかけていきます。	関係各課
<b>③交通安全教育の推進</b> 市民に対し、交通安全教育を推進し、交通安全の確保に努めます。	環境生活課

### 施策3 防災・防犯対策の推進

災害時には、障がい者は特別な支援を要することから、災害時の対応を想定した避難誘導体制の整備や避難所などにおける支援体制を整備することが重要です。

そのため、自力避難の困難な障がい者の把握をはじめ、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進します。

また、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

#### 1) 防災・災害時対応体制の充実

項目と内容	担当課
<b>①防災知識の普及と防災意識の啓発</b>	福祉課
障がい者など災害時要援護者の安全確保に関する啓発、普及活動を行い、災害時に有効な対応ができるよう備えます。	
<b>②施設などにおける防災訓練</b>	福祉課 高齢者支援課 総務課
自力避難が困難な人が多く入所している福祉施設などに対して、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態に応じた防災訓練の定期的な実施を支援します。	
<b>③日常生活用具の利用促進</b>	福祉課 総務課
災害時要援護者などに対して、防災に有用な日常生活用具の周知に努め、避難が著しく困難な障がい者に対し火災警報器や自動消火器利用を促進します。 また、聴覚障がい者に対して、聴覚障害者用文字表示機（防災行政無線）を貸与します。	
<b>④災害時要援護者台帳の整備・更新</b>	福祉課 高齢者支援課 総務課 社会福祉協議会
災害時の避難に支援が必要な人を把握するため、障がい者などへ台帳登載への趣旨の周知に努めるとともに、地域の支援者（地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長など）の協力を得ながら、要援護者台帳の整備・更新を図ります。	
<b>⑤避難行動要支援者などの支援体制づくり</b>	福祉課 高齢者支援課
災害時において、個人情報に基づき要支援者を支援できるよう、消防署、警察署、民生委員・児童委員、区長会（自主防災会）などの間で情報の共有を図るとともに、近隣住民や関係機関との連携体制の構築に努めます。	
<b>⑥障がい者に配慮した災害情報の提供</b>	福祉課 総務課
災害時において、社会福祉施設や自力避難が困難な障がい者のいる家庭などに対して、情報伝達や避難などの支援を行うための体制整備を図ります。	
<b>⑦福祉避難所の確保</b>	福祉課
災害時において、障がい者が必要なケアや物資の支援を受け、障がい特性に配慮された避難生活を送れるよう、福祉避難所の充実を図ります。	

## 2) 防犯体制の整備

項目と内容	担当課
<p><b>①防犯対策の充実</b></p> <p>広報紙などを通じて、障がい者に対する地域の防犯意識の高揚を図ります。 民生委員・児童委員などの見守り活動や防犯協会による防犯パトロールなどの地域における活動を支援するなど、防犯組織の育成と市民による自主的な防犯活動を促進します。</p>	<p>福祉課 環境生活課</p>
<p><b>②消費者被害防止の啓発</b></p> <p>障がい者や高齢者の消費者被害防止のため、電話による詐欺、悪質商法などについての情報提供を図るとともに、注意喚起に向けた啓発活動を行います。</p>	<p>福祉課 高齢者支援課 産業振興課</p>

## 施策の方向4 療育・教育と文化芸術活動・スポーツなど

### 現状と課題

障がい児が個性を発揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、早期の療育と一人ひとりのニーズに合った教育が重要です。

本市では、近年の発達障がいの増加に伴い、早期療育に向けた支援、保護者へのサポートに努めています。子どもの能力や障がいに応じた特別支援教育の充実を図るとともに、望ましい就学や進路が選べるよう、情報提供や相談支援を行っています。

アンケート調査でも、自立した生活を送るために特に望むこととして、知的障がい者は「一人ひとりの障がいに合った療育」を最も多く挙げています。また、障がい児が学ぶ環境として「能力や障がいに応じた指導の充実」が求められています。

障がい児が集団生活の中で共に成長していけるよう、今後も、交流機会の拡充、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育環境、進路指導の充実に必要な取り組みがあります。

また、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動、地域活動などは、子どものみならず、全ての障がい者の生活にゆとりと潤いを与えることから、障がいの有無や種別にかかわらず誰もが気軽に参加できるスポーツ、文化芸術活動及び地域活動の展開が求められます。

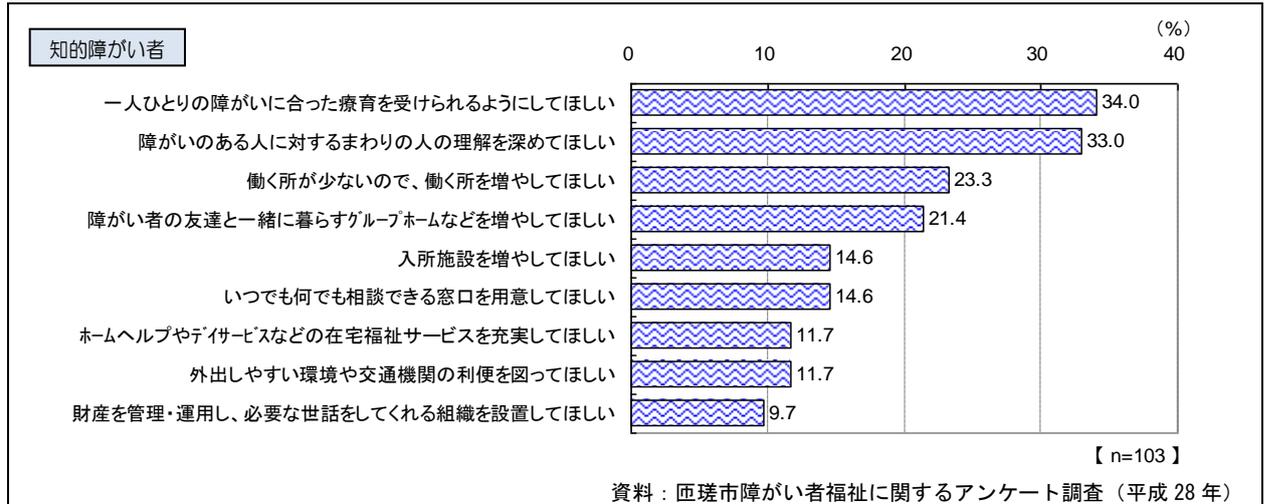
### ▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

○自立した生活を送るために特に望むこととして、知的障がい者では、「一人ひとりの障がいに合った療育を受けられるようにしてほしい」が最も多く挙げられています。

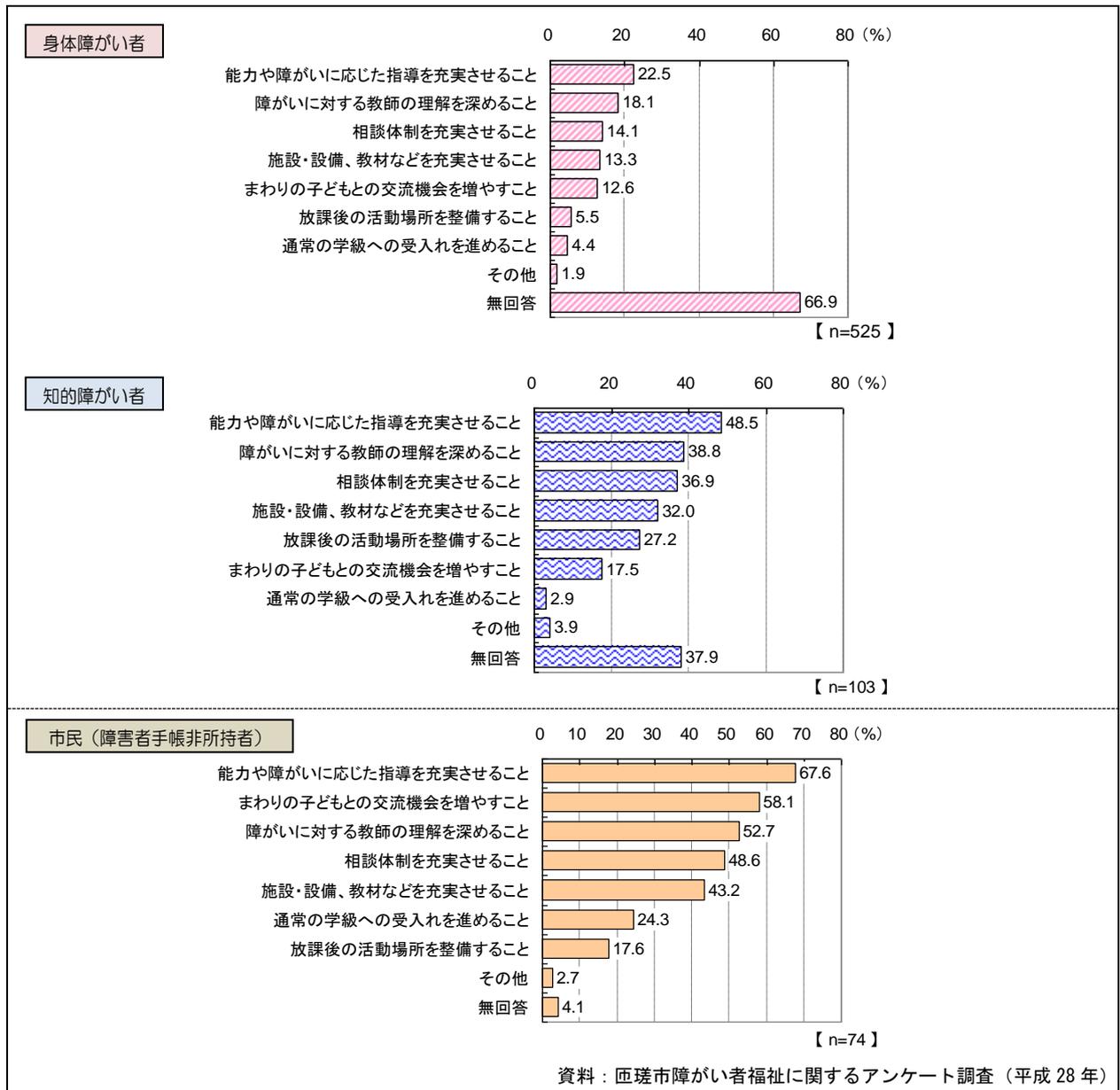
○障がい児が学ぶための環境について、どのようなことが望ましいと思うか尋ねたところ、身体・知的障がい者いずれも「能力や障がいに応じた指導を充実させること」が最も多く、以下、「障がいに対する教師の理解を深めること」「相談体制を充実させること」などの上位回答は共通しています。

○障がい児が学ぶための環境について、障害者手帳を所持していない市民の回答をみると、「能力や障がいに応じた指導を充実させること」が最も多い点は障がい者の回答と同様ですが、「まわりの子どもとの交流機会を増やすこと」が多く挙げられています。

■自立した生活を送るために特に望むこと（複数回答）【※上位回答のみ】



■障がいのある子どもが学ぶための環境について、どのようなことが望ましいか（複数回答）



## 施策の展開

### 施策1 療育・教育の充実

障がい児の療育・教育の大きな目的は、将来、社会的に自立していきいきと生活していくことができるための基礎・基本を身につけることです。そのためには、一人ひとりの障がいの種類・程度、能力・適性などに応じた適切な療育・教育を行うことが必要です。

障がいのある子どもが地域社会の中で健やかに成長できるよう、それぞれの障がいなどの状態に応じたきめ細かな療育・教育が受けられ、地域の子どもたちと共に育つことのできる環境づくりを推進します。

#### 1) 療育に関する支援

項目と内容	担当課
<b>①経過記録の支援</b> 乳幼児期から成人期に至るまで一貫して継続的な支援を行うとともに、その成育歴やケアの仕方などを記録できる「匝瑳市ライフサポートファイル『あゆみ』」の周知及び配布に努め、継続的な療育支援を図ります。	福祉課
<b>②匝瑳市マザーズホームの充実</b> 発達障がい児が保護者と共に通所し、他の発達障がい児と遊びを通して日常生活における基本動作や集団生活に適應できるよう支援するとともに、保護者が発達障がい児の成長に当たっての課題や適切な療育を正しく理解し、家庭でも発達障がい児と適切なかわり方ができるように相談及び助言を行うなど、児童発達支援事業所「匝瑳市マザーズホーム」のさらなる充実を図ります。	福祉課

#### 2) 就学に関する相談支援

項目と内容	担当課
<b>①就学相談支援体制の充実</b> 小、中学校において、特別支援学校あるいは高等学校などとの連携のもと、障がい児教育に関する情報提供や就学相談支援、生活相談、教育相談を適切に行えるよう、就学相談支援体制の一層の充実に努めます。	学校教育課 関係機関
<b>②幼保小中連携巡回相談</b> 保健師、臨床心理士及び特別支援学校の教員などがチームを編成して、保育所（園）、幼稚園、小、中学校を巡回訪問し、支援を必要とする子どもへの対応の仕方などについてアドバイスをを行います。	学校教育課 福祉課

### 3) 学校教育の充実

項目と内容	担当課
<p><b>①特別支援教育コーディネーターの配置</b></p> <p>コーディネーターを複数配置し、相談対応などの校内指導体制の充実、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p><b>②特別支援教育の充実</b></p> <p>児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの障がいの状態、発達段階及び特性に応じたきめ細かな指導に努めます。障がい児の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの特性、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進します。</p>	<p>学校教育課 関係機関</p>
<p><b>③進路指導の充実</b></p> <p>義務教育終了後の進路について、個々の障がいの程度、能力、適性などに応じて、多様な進路選択ができるよう、労働、福祉の分野と連携をとりながら進路指導の充実に努めます。</p>	<p>学校教育課 福祉課 関係機関</p>
<p><b>④交流教育と共同学習の推進</b></p> <p>特別支援学校に在籍する障がい児が居住する地域の保育所（園）、幼稚園、小、中学校において、交流活動を推進します。</p>	<p>福祉課 学校教育課</p>

## 施策2 文化芸術・スポーツ活動などの促進

文化芸術やスポーツは、障がい者自身の能力を高めるばかりでなく、生活にゆとり、心に潤いをもたらしてくれます。

そのため、障がい者が文化活動へ積極的に参加できるように、障がい者団体などの多様な活動を支援します。さらに、障がい者のためのスポーツ行事の機会を増やし、参加を促進します。

### 1) 文化芸術活動の促進

項目と内容	担当課
<b>①文化活動への参加機会の拡大</b>	福祉課 生涯学習課
文化芸術活動に関する広報・啓発に努め、障がい者の各種文化活動への参加の促進を図ります。	
<b>②障がい者団体などの活動支援</b>	福祉課
障がい者団体などが実施する文化芸術活動を支援します。	

### 2) スポーツ活動の促進

項目と内容	担当課
<b>①障がい者スポーツ大会などへの参加の促進</b>	福祉課
各種障がい者スポーツ大会やレクリエーション活動などへの参加を促進します。	
<b>②障がい者に配慮した施設整備の推進</b>	関係各課 関係機関
気軽にスポーツなどに親しめるよう、施設・設備を工夫し、障がい者に配慮した施設整備に努めます。	

### 施策3 障がい者による地域活動の促進

地域活動などの社会参加を通じて得られるたくさんの人とのふれあいや交流は、自分自身の価値観や考え方が変わったり、活動範囲が広がったりと、その人の生活をより豊かにしてくれます。

本市においても、地域の様々な場で交流の輪が広がるよう、ボランティア活動や地域活動における障がい者の参加機会の拡充を図ります。

#### 1) 地域活動への参加促進

項目と内容	担当課
<b>①障がい者団体への加入促進</b>	福祉課
障がい者に対して、障がい者団体に関する情報提供するとともに、加入を働きかけます。 また、障がい者団体の育成と活動支援を図ります。	
<b>②ボランティア活動の参加促進</b>	環境生活課 社会福祉協議会
障がい者自らがボランティア活動に参加していくことが、社会参加の上で大切であることから、障がい者が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	

#### 2) 地域交流の促進

項目と内容	担当課
<b>①地域交流の場づくり</b>	関係各課 関係機関
障がいの有無や年齢に関係なく利用可能な「居場所」や「ふれあいの場」づくりを支援し、障がい者の社会参加の機会を提供するとともに、市民との相互交流の促進を図ります。 障がい者に対しては、参加意欲を喚起し、積極的な交流を促進していきます。	
<b>②行事やイベントなどにおける配慮の促進</b>	福祉課
地域における各種行事・イベントなどに、障がい者が積極的に参加できるよう、事業内容や運営方法の改善を働きかけます。	

## 施策の方向5 差別の解消と権利擁護

### 現状と課題

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるためには、全ての市民が障がい者のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、権利が守られることが求められます。

市では、広報・啓発活動をはじめ、小、中学校における福祉教育、市民交流などを通じて、障がいや障がい者に対する市民の理解と関心を高めるよう努めています。

しかし、アンケート調査によれば、本市において、「隣近所」などの身近な地域で、障がい者はいまだに差別、偏見や疎外感を感じている状況にあります。

そのため、広報・啓発活動、学校教育や社会教育などあらゆる方法を通じ、障がい者が共に暮らし、社会参加していくことについて、市民の理解をより高めることはもちろん、ボランティア活動などの支援の実践を働きかけていく必要があります。

今後は、「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の理念の啓蒙に努め、障がい者への差別的な取扱いの禁止と合理的な配慮、虐待発見時の通報義務などについて周知・啓発を図ることが重要です。

### ▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

○日常生活で、『差別や偏見、疎外感を感じたことがある割合』（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は、知的障がい者では41.8%、精神障がい者では39.8%と、身体障がい者の19.2%に比べて高くなっています。

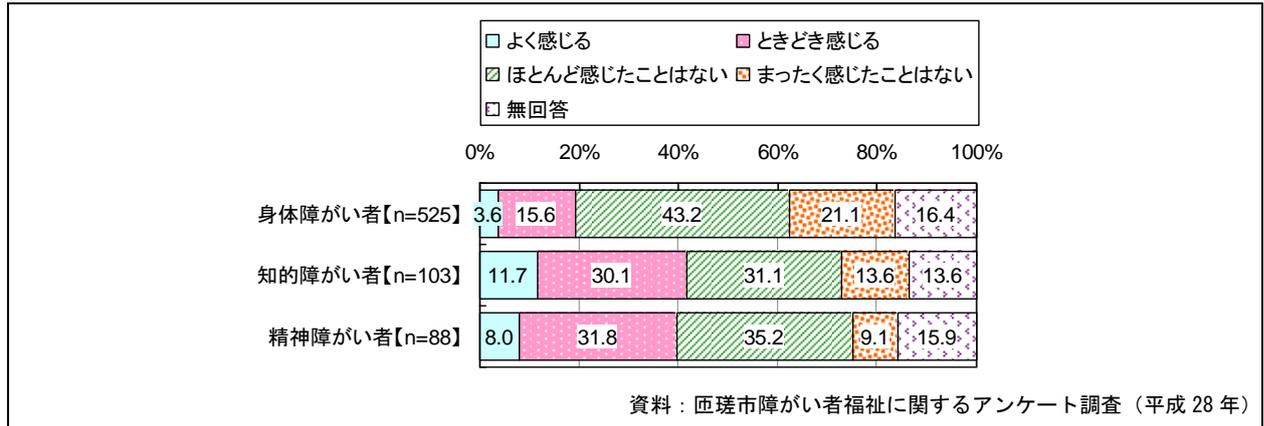
○どのような場面で差別や偏見などを感じたかについては、身体障がい者及び精神障がい者では「隣近所づきあい」、知的障がい者では「街中での人の視線」が最も多く挙げられています。

○本市は「障がい者にとって社会参加しやすいまち」として「思う」と回答した割合は、身体障がい者では6.9%、知的障がい者では8.7%、精神障がい者では5.7%と低くなっています。

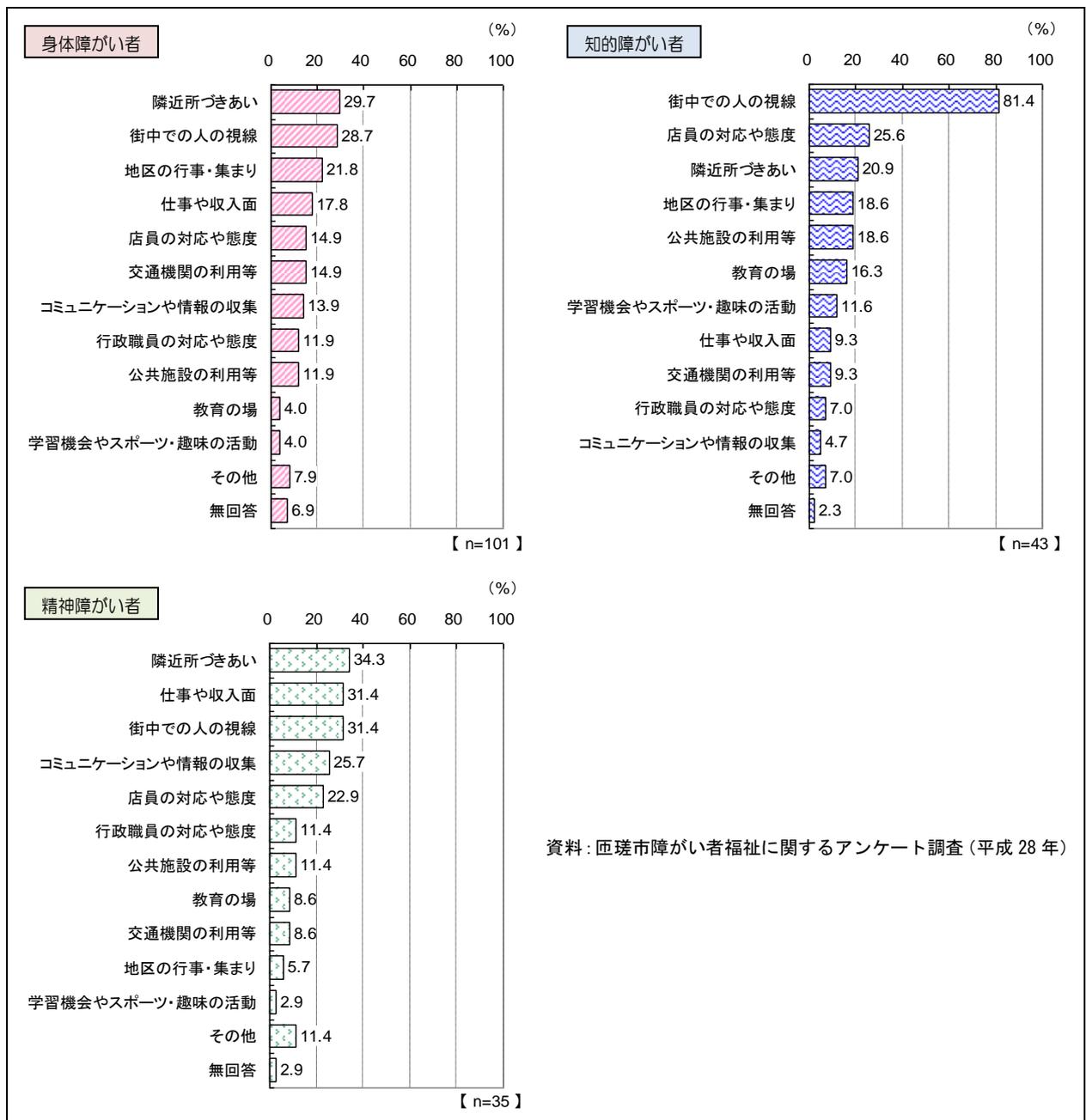
○障がい者の地域や社会に参加するために大切なことについては、身体障がい、知的障がい、精神障がい者いずれも「参加しやすいような配慮」が最も多く、次いで多い回答として、身体障がい者及び精神障がい者では「障がい者自身の積極性」、また、知的障がい者では「参加を補助するボランティアなどの育成」となっています。

○市民について、障がい者を支援するボランティア活動に参加したことがある割合（「たびたびある」「過去に何回かある」の合計）は、23.0%となっており、活動内容としては、「障がい者の交流イベントなどの手伝い」「福祉施設での手伝い」が特に多く挙げられています。

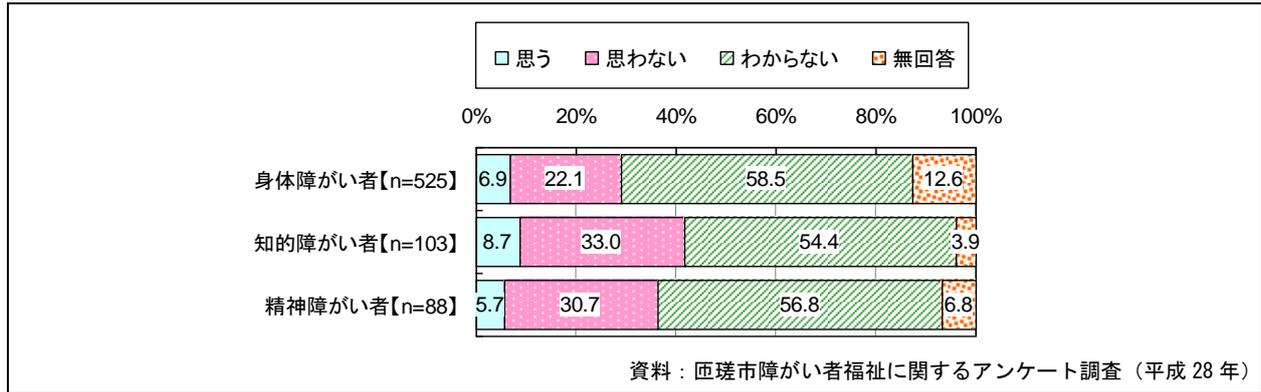
■日常生活で、差別や偏見、疎外感を感じることもあるか（1つ）



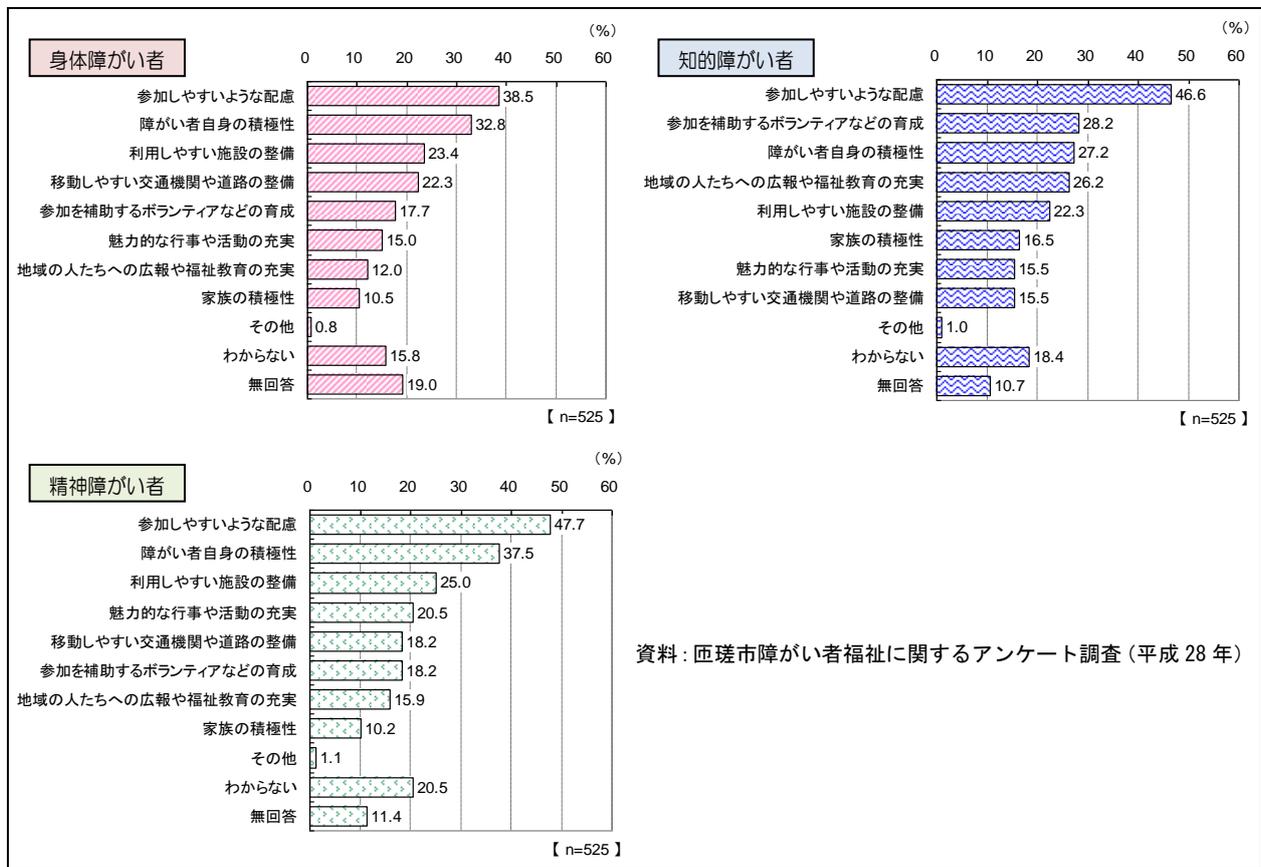
■どのような場面で差別や偏見などを感じたか（複数回答）



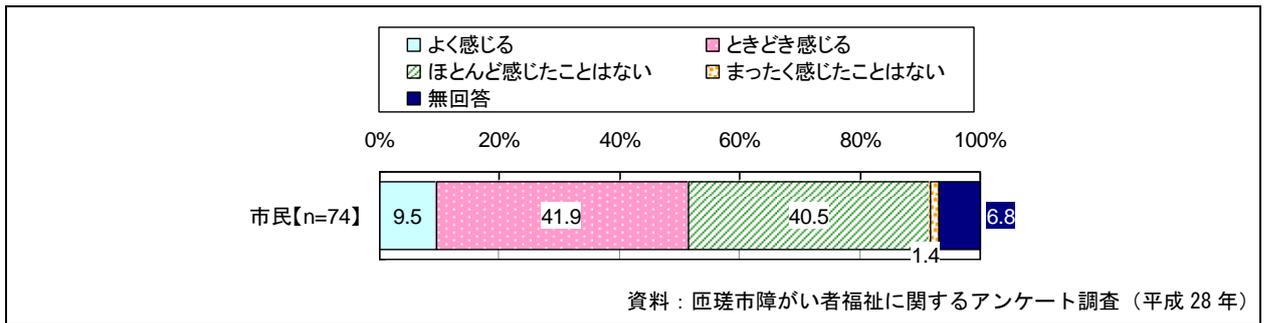
■ 匝瑳市は障がい者が「社会参加しやすいまち」であると思うか（1つ）



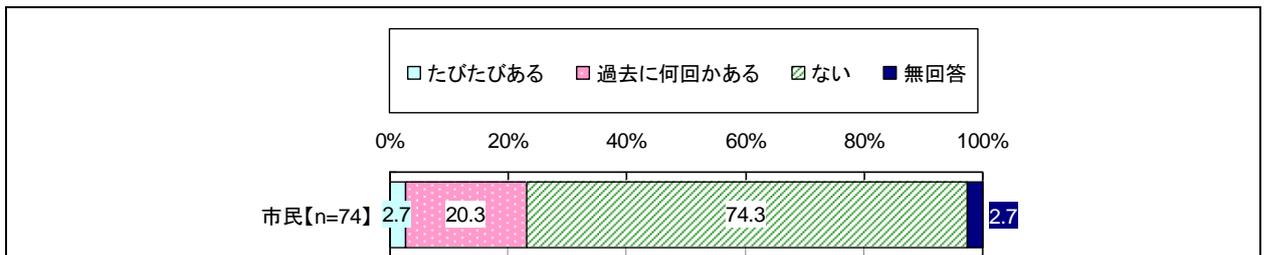
■ 障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと（複数回答）



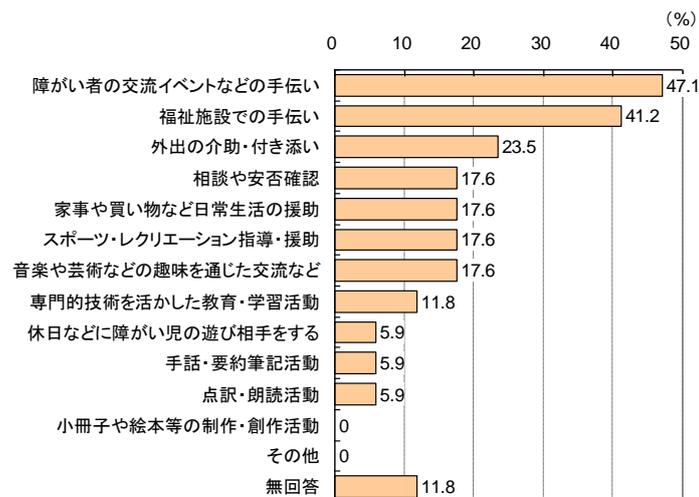
■日常生活で、障がいのある人への差別や偏見があると思うか（1つ）



■障がい者を支援するボランティア活動に参加したことはあるか



➤どのようなボランティア活動に参加したか（複数回答）



【n=17】

資料：匝瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成 28 年）

## 施策の展開

### 施策1 市民の理解と支援の促進

障がい者に対する誤った認識や偏見は、障がい者の地域社会における社会参加を阻害する大きな要因となります。そのため、市民に対し、広く啓発・広報や福祉教育を展開し、障がいと障がい者に対する理解を促進します。

さらに、障がいのある人もない人も共に豊かな生活を送ることができるよう、相互の交流の促進を図るとともに、地域において共に支え合う活動を促進します。

#### 1) 広報・啓発活動及び福祉教育の推進

項目と内容	担当課
<p><b>①啓発・広報活動</b></p> <p>障がいや障がい者に対する市民の理解と認識を深めるため、広報紙やホームページなどを活用した広報と啓発活動を推進します。</p> <p>さらに、各種イベントの機会を通して、障がい者に対する理解を深めるため、多くの市民やボランティア団体へ積極的な広報活動を行います。</p>	福祉課
<p><b>②「障害者の日」などの意識啓発</b></p> <p>「障害者の日（12月9日）」と「障害者週間（12月3日～9日）」、「障害者雇用月間（9月1日～30日）」、「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）を広報紙などに掲載し、障がいと障がい者に対する市民の理解と関心を深めます。</p>	福祉課
<p><b>③福祉教育の推進</b></p> <p>小、中学校において、障がいに対する正しい理解を深めるため、総合的な学習の時間などにおける福祉教育を推進します。</p> <p>また、多くの市民の理解やボランティア意識の高揚を図るため、生涯学習の場などを利用した地域における福祉教育の充実を図ります。</p>	学校教育課 生涯学習課 福祉課 社会福祉協議会

## 2) 体験交流の促進

項目と内容	担当課
<b>①交流の場と機会の拡充</b> 子どもの頃から、福祉意識や人権尊重の意識の浸透を図り、「福祉の心」を育成するため、小、中学生と障がい者との交流体験の機会を設けます。 さらに、学校教育においては、特別支援学級と普通学級との交流、また、特別支援学校と市内の小、中学校との交流の機会を拡充します。	<b>学校教育課 関係機関</b>
<b>②交流行事・イベントの開催支援</b> 地域社会において、障がいのある人もない人も一緒に参加できる行事やイベントの開催を支援します。	<b>関係各課 関係機関</b>

## 3) ボランティア活動の促進

項目と内容	担当課
<b>①ボランティア活動の支援</b> ボランティア活動が、効果的かつ円滑に推進されるよう、ボランティアコーディネーターの育成に努めます。 また、ボランティア活動を促進するため、研修や講座などの充実を図ります。	<b>環境生活課 社会福祉協議会</b>
<b>②民生委員・児童委員活動の支援</b> 地域での福祉課題を把握し、解決へ結びつける民生委員・児童委員の活動の支援を図ります。地域における福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員協議会の機能強化を図るため、各種研修や情報提供などを行います。	<b>福祉課 社会福祉協議会</b>
<b>③活動の担い手の育成</b> 自治会・区長会、シニアクラブなど、地域において活動主体となる団体の育成・支援に努めます。	<b>関係各課</b>

## 施策2 虐待防止と権利擁護の推進

障がい者が個性と人格を尊重され、地域で安心して暮らせることは当然のことです。障がいがあることによって他者から虐げられることなどが起こらないよう、虐待防止の取組を推進することはもちろん、被害が生じた場合に備えて早期発見から適切な対応までの切れ目のない支援体制の構築を図ります。

また、障がいにより判断能力が不十分な人に対しては、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護の取組を推進します。

さらに、障がい者であるがゆえに差別され、自らの権利や活動が制約を受けたりするようなことはあってはなりません。障がい者も市民の一人として、平等で、自由に、そして安心して地域社会の中で生活できる環境づくりに取り組みます。

### 1) 障がい者虐待の防止

項目と内容	担当課
<p><b>①障がい者虐待防止の啓発と適切な対応</b></p> <p>「障害者虐待防止法」の内容や虐待発見における市民の通報義務、市の虐待防止相談窓口である匝瑳市障害者虐待防止センターについて広く周知に努めるとともに、虐待防止の啓発を図ります。</p> <p>また、虐待に関する通報を受けた場合には、障害者虐待防止法に基づき、家庭や施設・職場などに調査・指導などを行うなど適切な対応に努めます。</p>	福祉課
<p><b>②虐待防止ネットワークの構築</b></p> <p>本市の障害者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センターと、千葉県障害者権利擁護センター、警察署、消防署、児童相談所などとの関係機関との連携体制を構築し、虐待の未然防止を図ります。</p> <p>虐待の把握が難しいことを踏まえ、関係者による積極的なかかわりを求め、本人や保護者の変化を捉え、虐待などの未然防止に努めます。</p>	福祉課

## 2) 権利擁護の推進

項目と内容	担当課
<b>①成年後見制度の普及と利用支援</b> 知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、関係機関と連携しながら、成年後見制度の普及と利用促進に努めます。 地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」の充実及び利用促進を図ります。	福祉課
<b>②日常生活自立支援事業</b> 社会福祉協議会の専門員や生活支援員などが、事業者との福祉サービスの契約や利用の援助、情報の提供、助言、利用料の支払などの日常的金銭管理の代行などの日常生活自立支援事業の周知を図り利用促進に努めます。	社会福祉協議会 福祉課

## 3) 差別的扱いの禁止と合理的配慮

項目と内容	担当課
<b>①障がい者差別解消への対応</b> 市民に対して障がい者への差別解消の啓発を図るとともに、差別や不当な扱いを受けた障がい者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。また、市職員を対象とした差別の解消を推進するための対応要領を策定し、合理的配慮を推進します。	福祉課 総務課
<b>②選挙における配慮</b> 各投票所における点字投票、スロープの設置などのバリアフリー化、代理投票や郵便などによる不在者投票の周知・利用支援など、障がい者の選挙における配慮に努めます。	総務課 (選挙管理委員会)
<b>③合理的配慮の提供などに関する啓発</b> 地域における合理的配慮の提供や身近な差別の解消を促進するため、市民などに対し、差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を紹介しながら、差別解消に関する啓発などを行います。	福祉課 関係機関

## 施策の方向6 情報・アクセシビリティ

### 現状と課題

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいにかかわらず、必要なときに福祉制度や生活に関するさまざまな情報を入手し、円滑に意思疎通や相談ができる環境が不可欠です。

本市では、広報紙やホームページによってサービスなどの周知を図っています。また、ホームページへの閲覧支援機能の導入、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障がいの特性に応じた意思疎通のための支援を行っています。

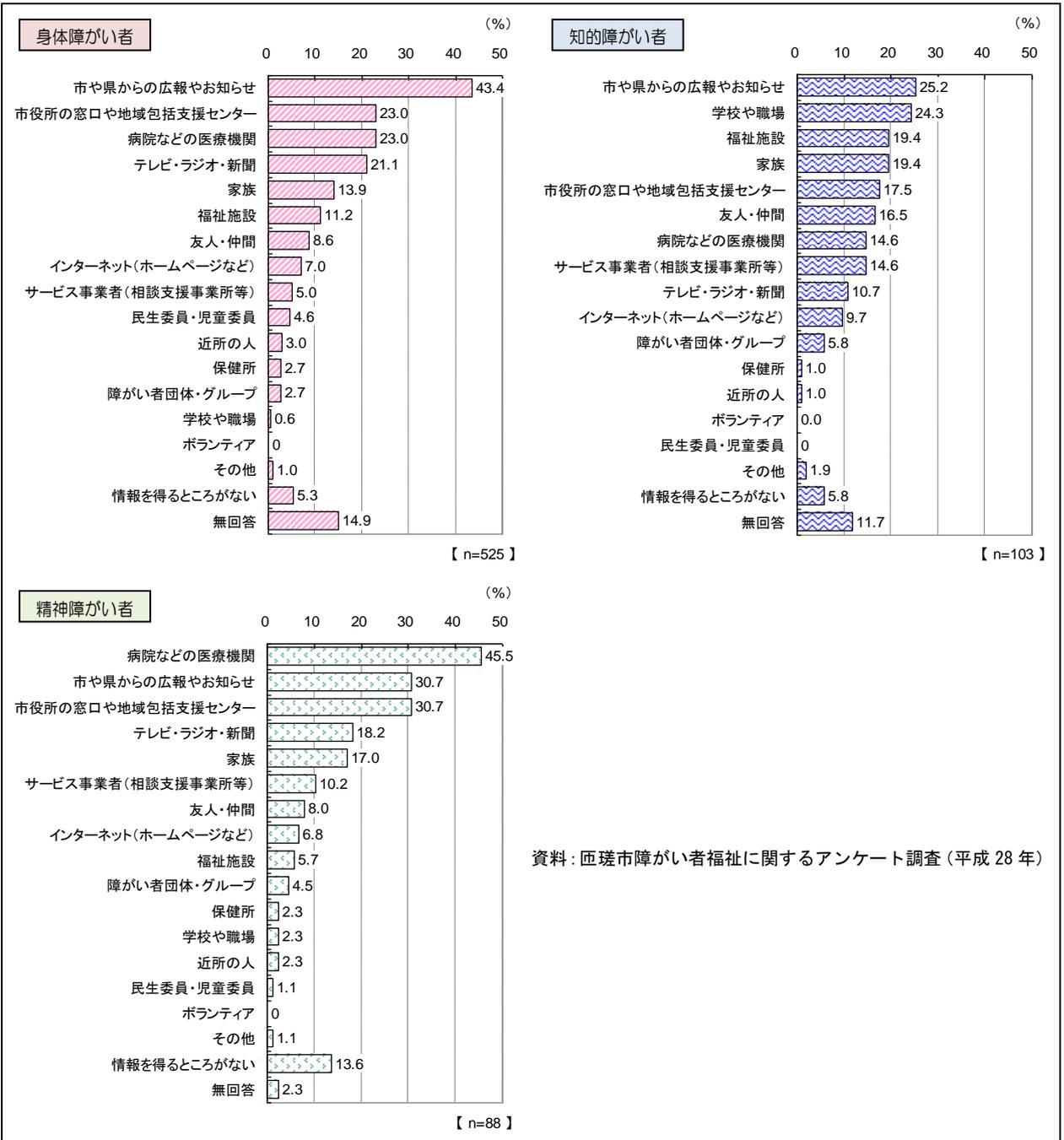
アンケート調査によれば、多くの障がい者にとって、市や県からの広報やお知らせは、福祉に関する情報の入手の主要な手段となっているほか、相談窓口、医療機関、福祉施設、災害などについての情報は特にニーズの高いものとなっています。

今後もそれぞれの障がい者によって情報入手先や必要とする情報が異なることなどを踏まえ、関係機関との連携のもと、さまざまな手段で情報提供の充実を図ることが必要です。情報の取得にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を含め、情報バリアフリー化を推進し、障がい者の自立と社会参加を支援することが求められます。

### ▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

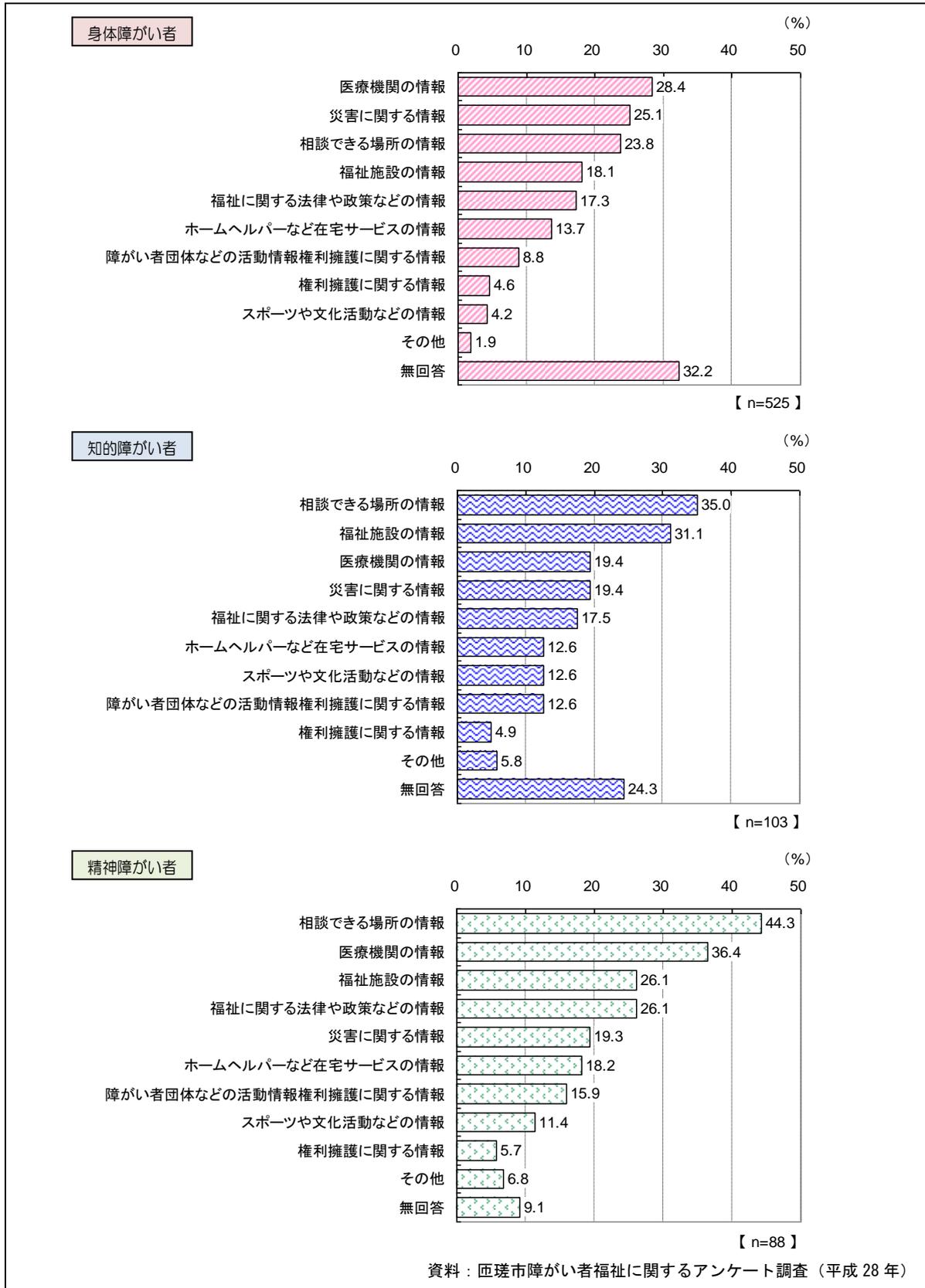
- 福祉の情報をどこから得ているか尋ねたところ、「市や県からの広報やお知らせ」、「市役所の窓口や地域包括支援センター」、「病院などの医療機関」などが多く挙げられています。知的障がい者では、「学校や職場」、「福祉施設」も多く挙げられています。
- 必要としている情報については、「相談できる場所の情報」、「医療機関の情報」、「福祉施設の情報」、「災害に関する情報」などが多く挙げられています。

■福祉に関する情報をどこから入手しているか（複数回答）



資料：匝瑳市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成28年）

■必要としている情報（複数回答）



## 施策の展開

### 施策1 情報提供と意思疎通支援の充実

障がいが原因で通信及び情報の活用が十分にできないことのないよう、全ての障がい者に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報媒体や提供方法、体制などの充実を図ります。

障がいが原因となって、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、情報バリアフリー化の推進や意思疎通のための支援に努めます。

#### 1) 情報提供の充実

項目と内容	担当課
<b>①情報提供体制の充実</b> 障がい者がさまざまな機会や場を通じて、各種制度や障害福祉サービスなどの情報を入手できるよう、相談支援事業者や各関係機関との情報の共有化を図ります。 また、市及び関係機関のホームページのウェブアクセシビリティを確保するとともに、障がい者やその家族がいつでも簡単に情報を得ることができるようホームページからの情報発信に努めます。	<b>関係各課 関係機関</b>
<b>②情報提供媒体の多様化</b> 朗読ボランティアによる視覚障がい者への広報紙などの録音版の作成を支援し、広報など朗読テープ配布事業を推進します。 また、障がいの特性を考慮した情報提供媒体の多様化を推進します。	<b>社会福祉協議会 関係各課</b>

## 2) 意思疎通支援の充実

項目と内容	担当課
<p><b>①意思疎通支援事業</b></p>	
<p>地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」による手話通訳者の養成を図りつつ、派遣事業に関してもニーズを踏まえ障がい者の社会参加につながる事業を推進します。</p>	福祉課
<p><b>②障害者等日常生活用具給付等事業</b></p>	
<p>「障害者等日常生活用具給付等事業」の制度の周知と活用促進を図ることにより、障がい者用パソコン周辺機器（障がいに対応したソフトウェアや特殊マウス、キーボード、ソフトなど）、点字ディスプレイ、点字プリンターなどの情報機器を給付し、視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。</p>	福祉課
<p><b>③ICT機器などの活用</b></p>	
<p>相談業務などにおけるタブレット端末やその他ICT機器の活用など、市役所や関係機関における意思疎通手段の拡充を検討し、情報バリアフリー環境の整備を推進します。また、障がい者のIT機器の活用支援を検討します。</p>	福祉課



第 5 章

計画の推進に向けて



## 1 周知・広報

本計画の趣旨は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がその人らしい暮らしを送ることができる地域社会の実現を市一丸となって目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、障がいや障がい者のことがさらに広く理解を得られるよう、障がい者支援の趣旨や関連施策の内容について、市のホームページ、広報紙などを通じて速やかな周知を図ります。

## 2 推進体制

本市では、庁内関係各課、福祉、保健及び医療の関係者などとの連携を図るとともに、全ての市民や関係機関の理解や協力を得ながら、事業の総合的な推進を図ります。

### (1) 市民の理解と参画の促進

市民の障がいや障がい者に対する理解を広く深めるとともに、福祉活動などへの参加意識の高揚を図ります。さらに、計画の円滑な実施に向け、障がい者本人及び家族と関係機関との連携強化を図り、地域で障がい者を支える支援ネットワークづくりに取り組みます。

### (2) 庁内関係各課との連携

庁内関係各課との調整など、事業を円滑に推進するため、障がい者施策について全庁的な対応を図るとともに、福祉課との連携をさらに強化し、施策の推進にあたります。

### (3) 関係機関との連携強化

障がい者福祉施策の中には、専門的あるいは技術的に高度なことから、市単独で行うことが困難な事業も多いため、広域的な立場からの施設の適正配置の調整や広域的連携の調整、モデル的事業の実施などに取り組むべく、国や県などの関係機関との連携を強化するとともに、市に対する助言・指導を受けながら事業などの推進を図ります。

### 3 進行管理

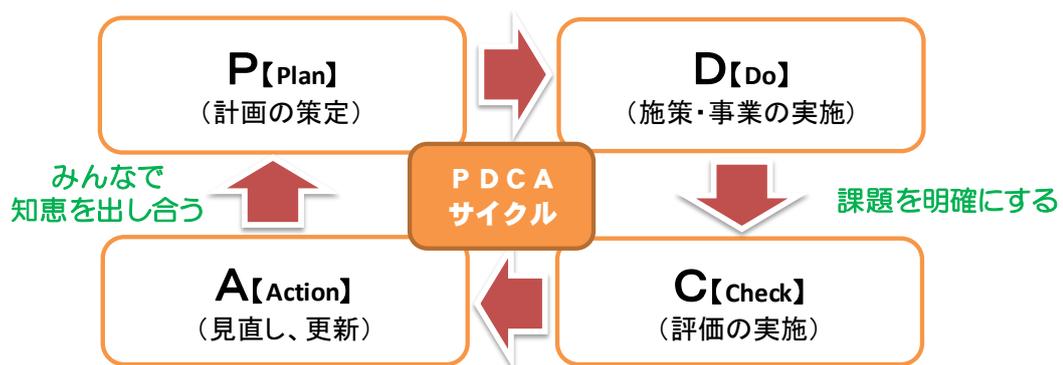
#### (1) 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、福祉課が中心となり、障害者自立支援協議会をはじめ各種団体・関係機関及び市内関係各課などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、事業の内容や実施方法などについて改善に努めます。また、改善策の具現化に向けては、必要に応じて障害者自立支援協議会や関係機関との間で協議を行います。

#### (2) 計画の評価と見直し

本計画は、平成 29 年度を初年度とする5か年の計画であることから、最終年度である平成 33 年度には、障がい者関係団体との意見交換や調査などを通じた施策・事業の有効性についての検証・見直し作業を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

##### ■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



なお、5年間の計画期間中に、本市や障がい者を取り巻く社会経済環境の変化が、障がい者のニーズなどに影響を与え、障がい福祉をめぐる行政需要も大きく変わるなどの事態が発生した場合には、効果的に障がい者福祉行政を推進するため、国や県の動向を見極めながら、必要に応じて中間での見直しを行うものとしします。



資料編



# 1 匝瑳市障害者計画等策定協議会規則

平成28年3月24日

規則第8号

(設置)

第1条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、障害者福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、匝瑳市障害者計画等策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 障害者及び障害者団体の構成員
  - (2) 医療に従事する者
  - (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
  - (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画を策定したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
  - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この規則は、平成29年3月31日限り失効する。

## 2 第2次匝瑳市障害者計画等策定協議会委員名簿

	区 分	氏 名	団 体 名	役 職	備考※
1	障害者及び障害者団体の構成員	熊 切 茂	匝瑳市身体障害者福祉会	会長	
2		山 崎 照 子	千葉県視覚障害者福祉会匝瑳支部	会長	
3		秋 葉 吉 男	匝瑳市聴覚障害者協会	会長	
4		山 崎 優 子	匝瑳市手をつなぐ育成会	理事長	
5	医療従事する者	江波戸 久 元	旭匝瑳医師会	会長	
6	障害者の福祉に関する事業に従事する者	鎌 形 廣 行	匝瑳市社会福祉協議会	会長	◎
7		向 後 英 夫	匝瑳市民生委員児童委員協議会	会長	○
8		鶴之沢 勅 子	聖マーガレットホーム	施設長	
9		大 蔵 圭 介	八日市場学園	支援課長	
10		島 田 正 仁	のさか学園	施設長	
11		椿 隆 夫	匝瑳市就労支援事業所ほほえみ園	管理者	
12		伊 藤 武	身体障害者相談員	相談員	
13		林 幸 子	知的障害者相談員	相談員	
14	関係行政機関の職員	塚 本 清 江	海匠健康福祉センター	地域保健福祉課長	
15		西 村 則 子	県立八日市場特別支援学校	校長	

※◎は本協議会の会長、○は同副会長

---

## 第 2 次 匝 瑳 市 障 害 者 計 画

～安心して、地域で暮らせるまちづくり～

平成 29 年 3 月

---

発 行 千葉県 匝瑳市

編 集 匝瑳市福祉課【福祉事務所】

〒289-2198

千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2

☎ : 0479-73-0096      FAX : 0479-72-1116

---



日照市

